

令和3年度文部科学省委託「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」  
学びのセーフティネット機能の充実強化（調査研究）  
『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』  
**令和3年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」報告書**

**目 次**

|                                                 |           |
|-------------------------------------------------|-----------|
| <b>ま え が き</b> .....                            | <b>2</b>  |
| <b>令和3年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ</b> ..... | <b>4</b>  |
| 1. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒 ..... | 4         |
| 2. 不登校生徒の現状について .....                           | 10        |
| 3. インクルーシブ教育について .....                          | 12        |
| 4. カウンセリング研修及びカウンセラーの配置等について .....              | 12        |
| 5. 行政や地域との連携について .....                          | 15        |
| 6. 学びのセーフティネット機能の充実強化について .....                 | 18        |
| 7. 教員の働き方改革について .....                           | 19        |
| 8. 自己評価 .....                                   | 20        |
| 9. 教育活動情報の公開 .....                              | 23        |
| 10. 学校関係者評価 .....                               | 25        |
| 11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について .....              | 26        |
| 12. 大学入試における「格差問題」に関する実態把握 .....                | 28        |
| 13. 高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組み .....               | 30        |
| 14. 高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握 .....        | 32        |
| <b>令和3年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」分析と考察</b> .....   | <b>34</b> |
| 『仕事に活かせる資格を取得できる！』高等専修学校としての見地 .....            | 34        |
| 『不登校経験者の自立を支える！』高等専修学校としての見地 .....              | 35        |
| <b>【アンケート調査票】</b> .....                         | <b>38</b> |
| <b>【参考資料1】</b> .....                            | <b>47</b> |
| <b>【参考資料2】</b> .....                            | <b>48</b> |
| <b>【参考資料3】</b> .....                            | <b>49</b> |
| <b>【参考資料4】</b> .....                            | <b>50</b> |
| <b>【参考資料5】</b> .....                            | <b>51</b> |
| <b>関係事業委員会委員名簿</b> .....                        | <b>52</b> |
| ○実施委員会委員 .....                                  | 52        |
| ○調査研究分科会委員 .....                                | 53        |

## ま え が き

全国高等専修学校協会  
会 長 清 水 信 一

はじめに、終息の見えないコロナ禍の中で、全国の会員校が、新しい生活様式の中で、工夫とアイディアで、懸命に教育を継続されている大変お忙しい時に、今年度も「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」にご協力いただき大変ありがとうございました。

さて、高等専修学校の重大テーマである「社会的認知度の向上」に関しまして、昨年度の報告書に、東京都の中学校教員 1,151 名に対する認知度アンケート調査の実施と、分析結果の要点が載っておりました。

『高等専修学校について「良く知っている」と回答した教員は 29%、生徒・保護者に説明が「できる」と回答した教員は 13%にとどまっていた。これが普通科の全日制高校についてであれば、ほぼ 100%の教員が「良く知っている」し説明も「できる」と答えるであろう。そのことを考えると、高等専修学校についての中学校教員からの認知度は、やはり不十分だと言わざるをえない。

なお、実際に高等専修学校について「良く知っている」、あるいは正しい説明が「できる」教員の割合は、上記の割合よりもさらに少ないかもしれない。というのも、自由記述の回答からは、高等専修学校と高等専門学校（いわゆる「高専」）を混同している教員が少なからずいることが示唆されるためである。

特に 20 代に関しては、高等専修学校について「良く知っている」と回答した教員は 6%、生徒・保護者に説明が「できる」と回答した教員は 2%しかいなかった。1980 年代ごろまでは、高等学校が進学を希望するすべての中学校卒業生を受け入れることができず、高等専修学校は高等学校に進学できない生徒たちの受け皿として重要な役割を果たしてきた。そうした時代の進路指導を経験した 50 代・60 代の教員と比べ、現在の若手教員は、高等専修学校の名前を聞く機会が圧倒的に少なくなっているであろう。そのため、若手教員に高等専修学校の情報が届くような手段を考えていく必要がある。

しかし、82%が、機会があれば高等専修学校の情報をもっと知りたいと回答しており、若い世代ではその割合はさらに高まる。中学校教員の多忙・長時間労働の問題が叫ばれる現状では、伝達手段については工夫する必要があるが、高等専修学校の認知度を高めるチャンスは十分に残されていると考えられる。』

このような認知度の低さは、中学校教員だけの問題ではありません。実は、高等専修学校卒業時の進路選択の時にも、格差が残っています。

そこで、今回のアンケートでは、問 34.『大学入学資格付与校は、大学入試において高等学校と同等の取扱いを受けることとされています。貴校生徒の大学入試において、応募や手続きの煩雑さ等、高等学校と異なる取扱いを受けたと認識された事例がございましたら、大学名や事例内容を具体的に全てご記入ください。また、貴校の対応とその結果につきましても差し支えなければご記入ください。』を新設しました。その結果に是非、注目していただきたいと思います。そして、早い解決に努めてまいります。

高等専修学校には強みがあります。

多様な生徒達のニーズ(資格等の取得、不登校経験者・高校中退者・支援の必要な生徒の自立、夢の実現等)に応え、正に、高等学校の普通科・専門学科・総合学科といった学科の枠を越えて、多様化する生徒のニーズにいち早く対応し、職業教育と人間教育を通して、多くの生徒の人的成長を支援し、実社会に送り出しています。

今後も、柔軟な職業教育を行うことができる高等専修学校の強みを活かし、技術や実務面の教育に重点をおく職業教育機関として、高等専修学校ならではの魅力を発信し、社会的認知度をあげ、更なる振興を図るべく、共に力を合わせ切磋琢磨していければ幸いです。

最後に、未来永劫必要な学校種になるために、我々は更に強固な「ONE TEAM(ワンチーム)」となり、アンケート調査に賛同し協力して、その結果を会員校総意の声として、行政に投げかけ、更なる高等専修学校の振興の推進を図りましょう。

それは、自校が未来永劫必要な学校になるためなのです。

## 令和3年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ

- ・調査期間：令和3年12月8日～令和4年1月11日
- ・調査対象：全国高等専修学校協会会員校182校に調査票を郵送。89校から回答あり（回収率48.9%）。うち4校は休校中のため本調査の対象校に該当せず、85校を集計。

### 1. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

| 生徒数     | ① 年収590万円未満程度 | ③ 家計急変世帯 | 該当せず   | ② 私立高等学校等奨学給付金 |
|---------|---------------|----------|--------|----------------|
| 14,391名 | 8,796名        | 28名      | 5,567名 | 2,573名         |
|         | 61.1%         | 0.19%    | 38.7%  | 17.9%          |

#### 就学支援金の支給状況

生徒数 14,391名

該当せず, 5,567名, 38.7%

③ 家計急変世帯, 28名, 0.2%

① 年収590万円未満程度, 8,796名, 61.1%

#### 私立高等学校等奨学給付金の支給状況

17.9%

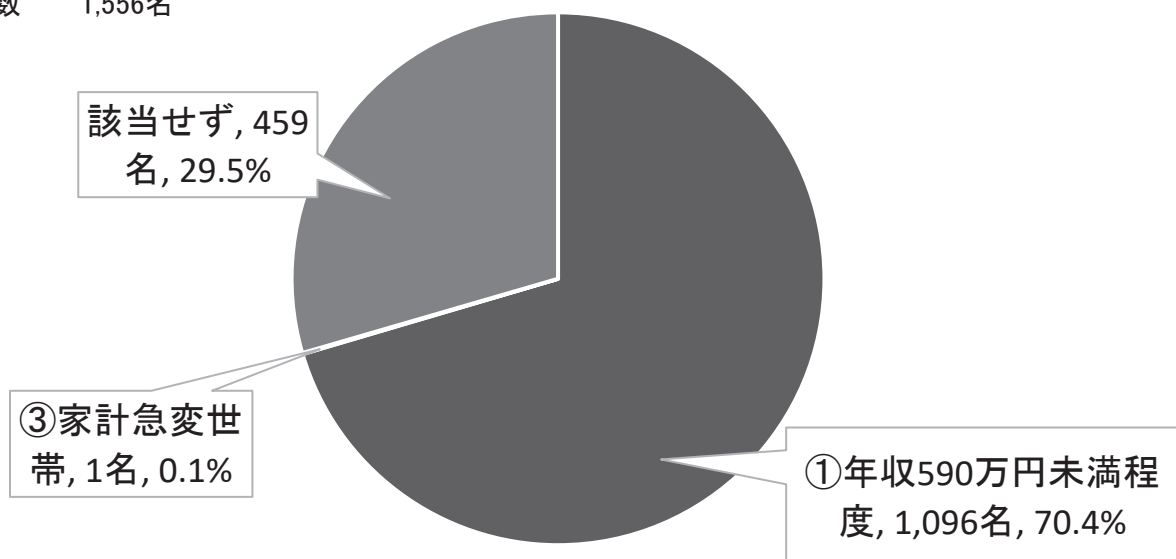
奨学給付金支給生徒数, 2,573名

〈参考：大阪府 6校 生徒数 1,556名〉

| 生徒数    | ① 年収 590 万円未満程度 | ③ 家計急変世帯 | 該当せず  | ② 私立高等学校等奨学給付金 |
|--------|-----------------|----------|-------|----------------|
| 1,556名 | 1,096名          | 1名       | 459名  | 396名           |
|        | 70.4%           | 0.06%    | 29.5% | 25.4%          |

### 大阪府の就学支援金の支給状況

生徒数 1,556名



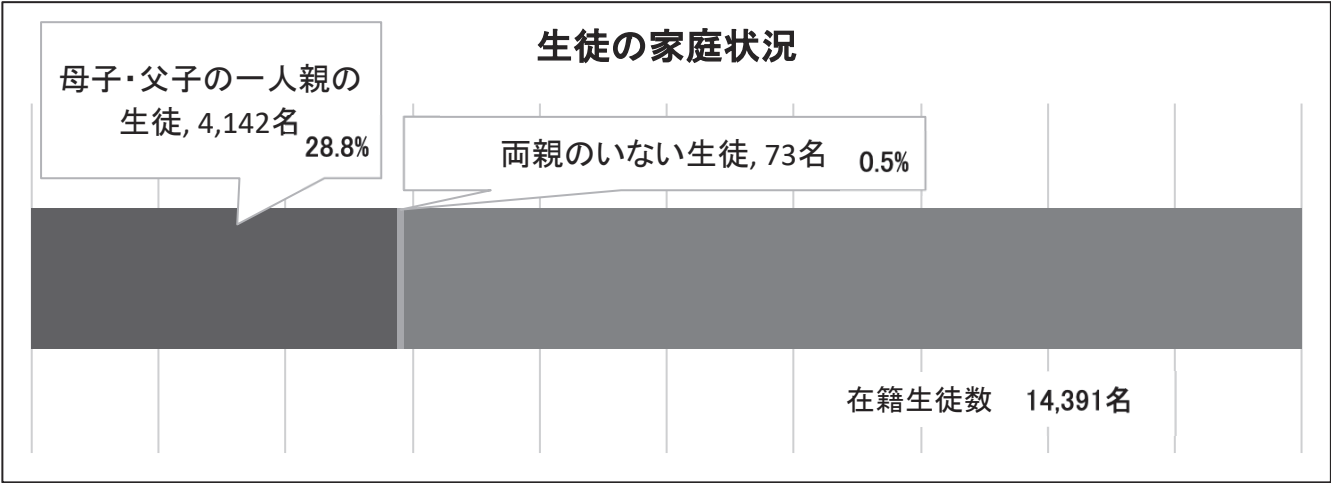
問2. 貴校の都道府県における独自の授業料減免補助制度について、年額で金額をお答えください。最大（生活保護世帯など）いくら減免（軽減）されていますか（国の就学支援金 396,000 円は除く）。

| 最大の減免額（年額）*注                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 都道府県独自の授業料減免（軽減）はない     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 北海道＝24,000 円、岩手県＝264,000 円、福島県＝440,000 円、千葉県＝477,200 円、東京都＝348,200 円、神奈川県＝325,200 円、福井県＝328,992 円、長野県＝396,000 円、岐阜県＝118,800 円、静岡県＝277,200 円、愛知県＝444,000 円、京都府＝576,000 円、大阪府＝421,200 円、兵庫県＝156,000 円、奈良県＝110,000 円、鳥取県＝228,000 円、広島県＝34,800 円、山口県＝79,200 円、徳島県＝61,200 円、佐賀県＝132,000 円、鹿児島県＝590,000 円 | 茨城県、群馬県、埼玉県、岡山県、熊本県、沖縄県 |

\*アンケート回答のうち、都道府県毎の最大額をそのまま記載している。ただし明らかにおかしい数字は排除した。

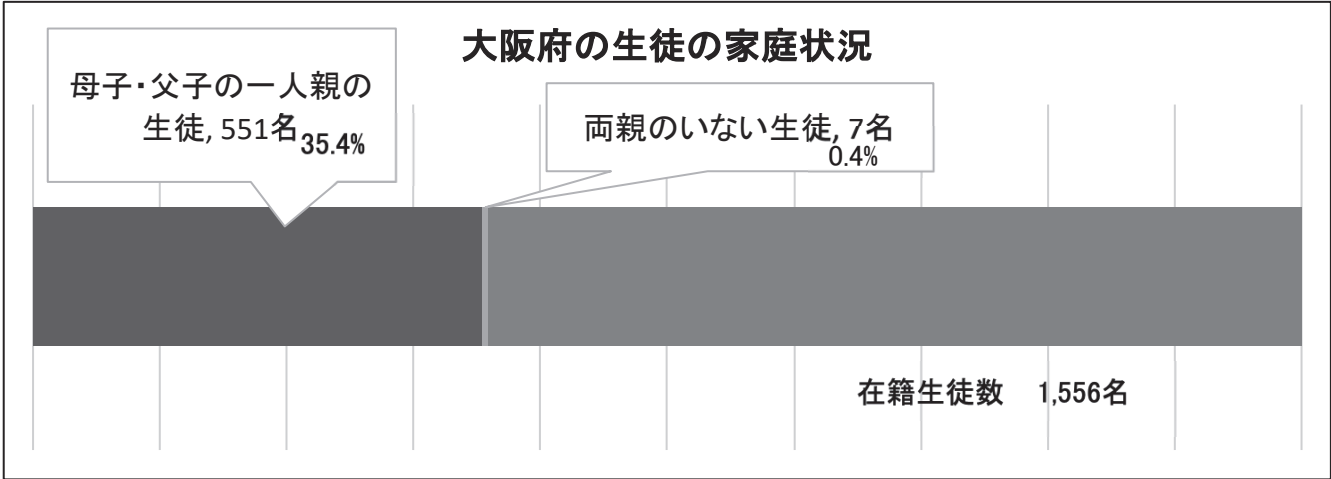
問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

| 在籍生徒数   | 母子・父子の<br>一人親の生徒<br>数 | 両親のいない<br>生徒数 |
|---------|-----------------------|---------------|
| 14,391名 | 4,142名                | 73名           |
|         | 28.8%                 | 0.5%          |



〈参考：大阪府 6校 生徒数 1,556名〉

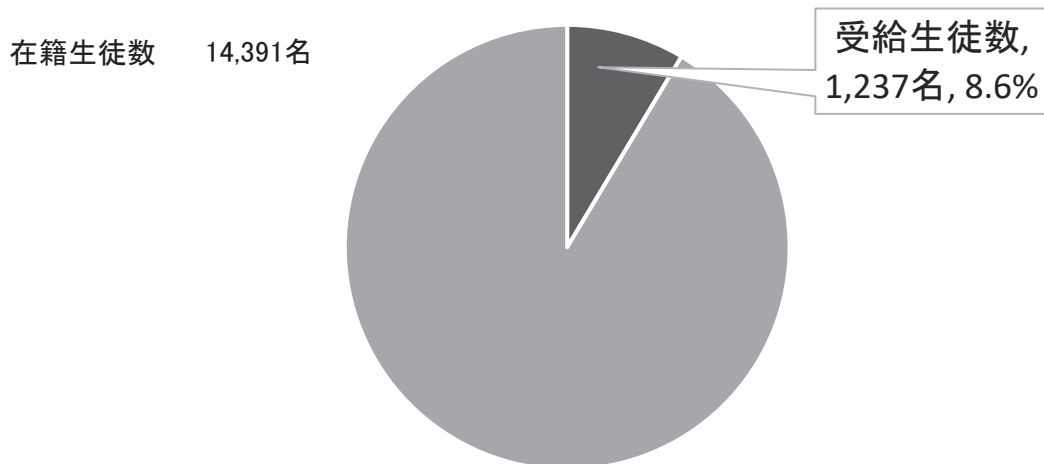
| 在籍生徒数  | 母子・父子の<br>一人親の生徒<br>数 | 両親のいない<br>生徒数 |
|--------|-----------------------|---------------|
| 3,357名 | 1,070名                | 13名           |
|        | 31.9%                 | 0.4%          |



問4. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

| 在籍生徒数   | 受給生徒数  | 他       |
|---------|--------|---------|
| 14,391名 | 1,237名 | 13,154名 |
|         | 8.6%   | 91.4%   |

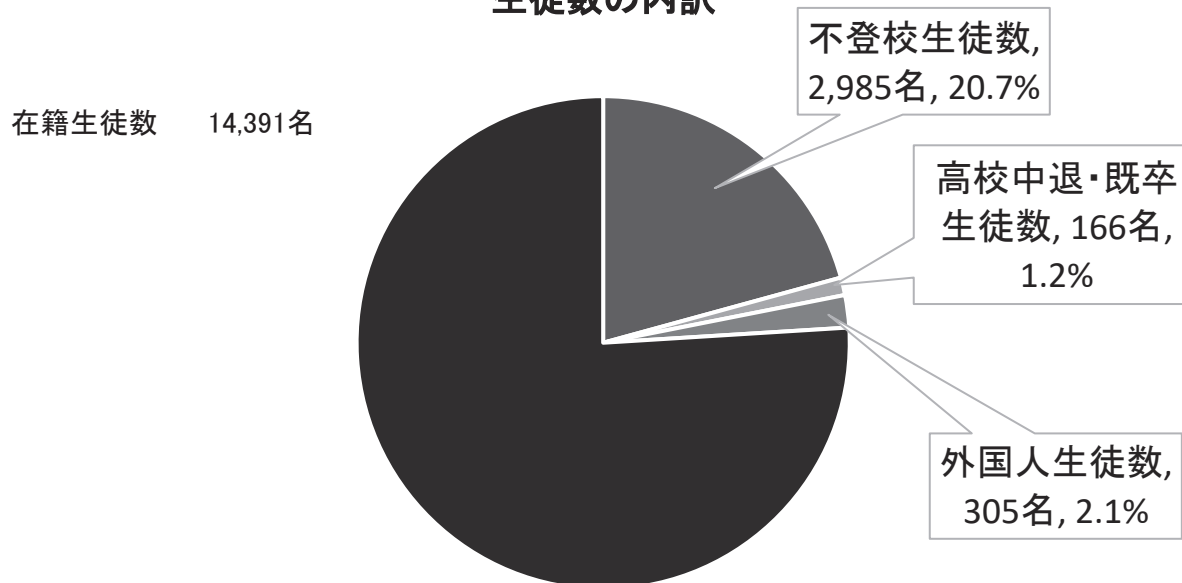
各都道府県育英奨学金等受給生徒数



問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

| 在籍生徒数   | 不登校生徒数 | 高校中退・既卒生徒数 | 外国人生徒数 | 他(無回答を含む) |
|---------|--------|------------|--------|-----------|
| 14,391名 | 2,985名 | 166名       | 305名   | 10,935名   |
|         | 20.7%  | 1.2%       | 2.1%   | 76.0%     |

生徒数の内訳



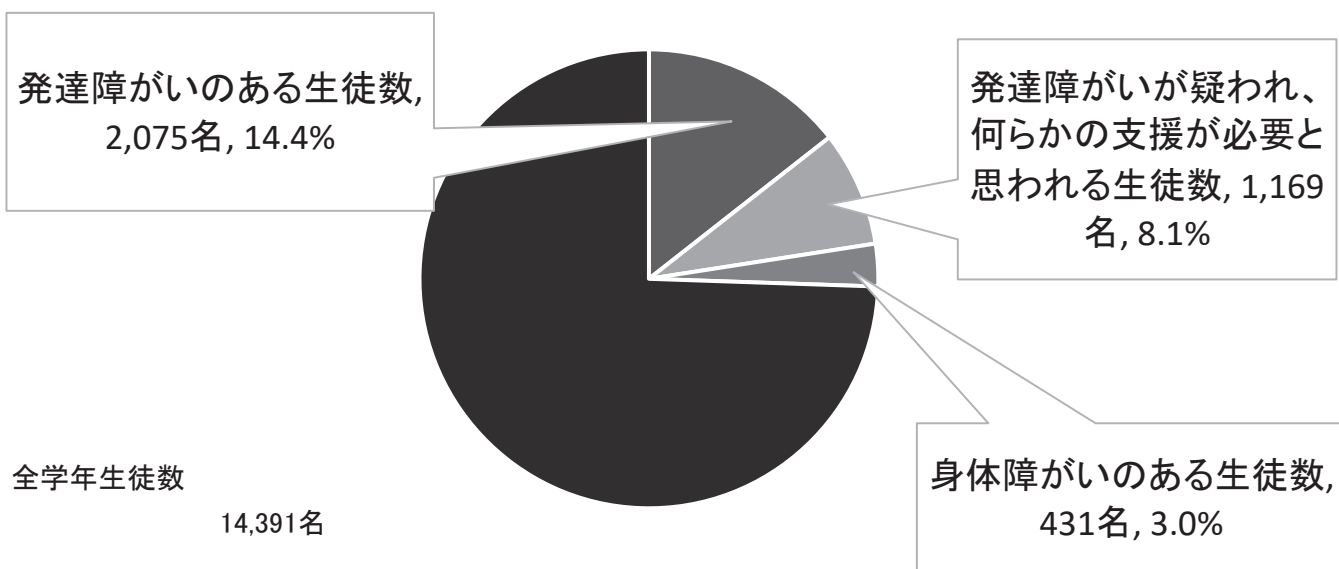
〈参考：過去の調査結果〉

| 調査年度  | 在籍生徒数   | 不登校生徒数 | 高校中退・既<br>卒生徒数 | 外国人生徒数 |
|-------|---------|--------|----------------|--------|
| 令和元年度 | 16,206名 | 4,035名 | 233名           | 273名   |
|       |         | 24.9%  | 1.4%           | 1.7%   |
| 令和2年度 | 15,263名 | 3,564名 | 242名           | 326名   |
|       |         | 23.4%  | 1.6%           | 2.1%   |

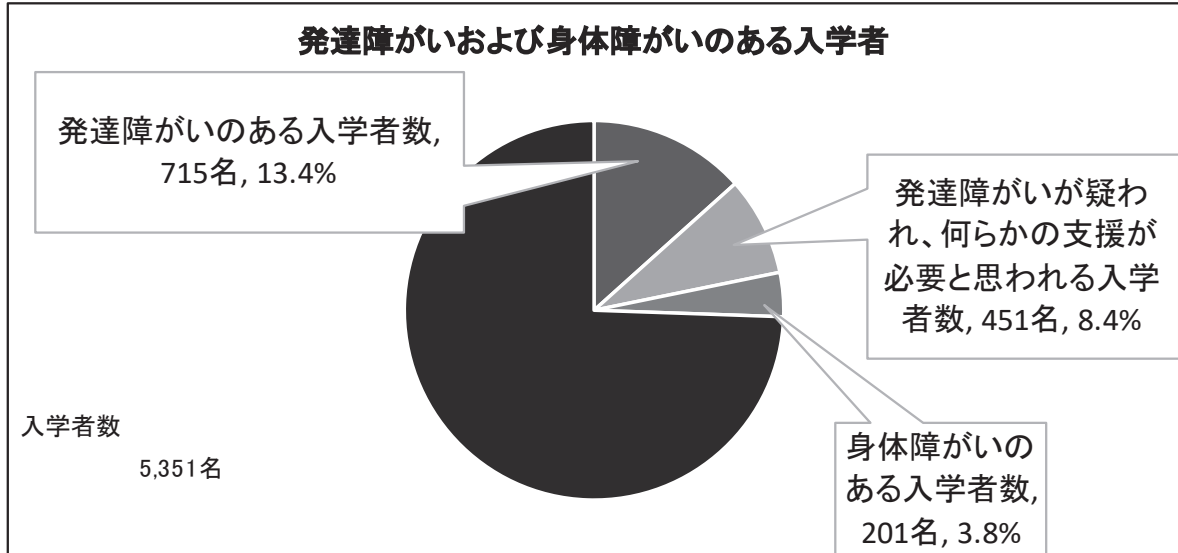
問6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

| 全学年生徒数  | 発達障がいの<br>ある生徒数 | 発達障がい<br>が疑われ、何らか<br>の支援が必要と<br>思われる生<br>徒数 | 身体障がいの<br>ある生徒数 | 他（無回答を含<br>む） |
|---------|-----------------|---------------------------------------------|-----------------|---------------|
| 14,391名 | 2,075名          | 1,169名                                      | 431名            | 10,716名       |
|         | 14.4%           | 8.1%                                        | 3.0%            | 74.5%         |

発達障がい及び身体障がいのある生徒



| 令和3年度入学者数 | 発達障がいのある入学者数 | 発達障がい疑われ、何らかの支援が必要と思われる入学者数 | 身体障がいのある入学者数 | 他（無回答を含む） |
|-----------|--------------|-----------------------------|--------------|-----------|
| 5,351名    | 715名         | 451名                        | 201名         | 3,984名    |
|           | 13.4%        | 8.4%                        | 3.8%         | 74.5%     |



- 全国で 68 校の高等専修学校で発達障がいのある生徒が在籍。回答校の 80.0%に該当。
- 受け入れている学校では 1 校あたり平均で 30.5 人を受け入れている。都道府県別では愛知県 17 校、東京都 9 校、兵庫県 6 校、大阪府 5 校、神奈川県 4 校、福島県・静岡県が各 3 校、北海道・鳥取県・岐阜県・熊本県が各 2 校、茨城県・長野県・群馬県・千葉県・京都府・埼玉県・福井県・岡山県・広島県・山口県・佐賀県・徳島県が各 1 校受け入れている。
- 全国で 42 校の高等専修学校で身体障がいのある生徒が在籍。回答校の 49.4%に該当。
- 受け入れている学校では 1 校あたり平均で 10.3 人を受け入れている。都道府県別では愛知県 9 校、大阪府・神奈川県が各 4 校、東京都・静岡県が各 3 校、北海道・福島県が各 2 校、茨城県・千葉県・兵庫県・岡山県・徳島県・佐賀県・熊本県が各 1 校受け入れている。

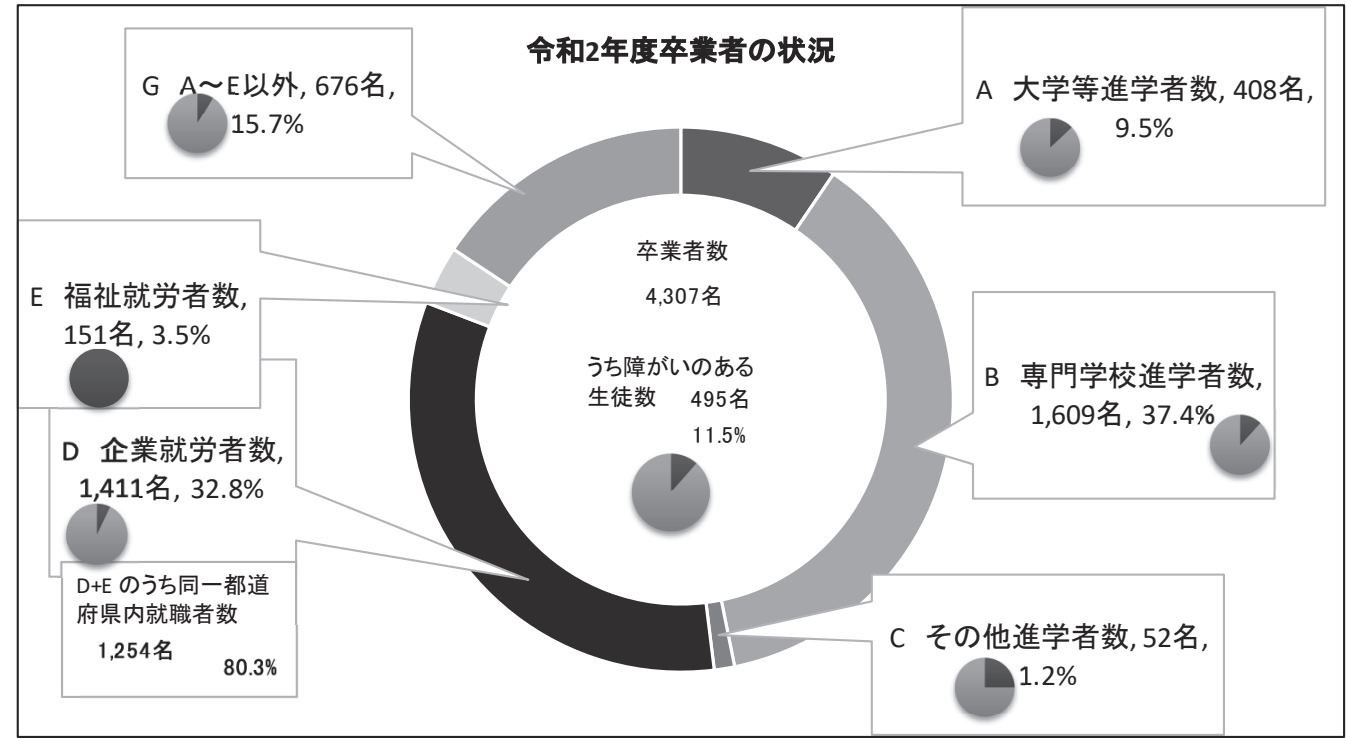
〈参考：過去の調査結果〉

| 調査年度  | 全学年生徒数  | 発達障がいのある生徒数 | 支援必要生徒数 | 身体障がいのある生徒数 |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
| 令和元年度 | 15,741名 | 2,105名      | 1,471名  | 489名        |
|       |         | 13.4%       | 9.3%    | 3.1%        |
| 令和2年度 | 15,263名 | 1,762名      | 1,303名  | 370名        |
|       |         | 11.5%       | 8.5%    | 2.4%        |

| 調査年度  | 入学者数   | 発達障がいのある入学者数 | 支援必要入学者数 | 身体障がいのある入学者数 |
|-------|--------|--------------|----------|--------------|
| 令和元年度 | 5,577名 | 664名         | 483名     | 132名         |
|       |        | 11.9%        | 8.7%     | 2.4%         |
| 令和2年度 | 5,665名 | 678名         | 425名     | 123名         |
|       |        | 12.0%        | 7.5%     | 2.2%         |

問7. 貴校の令和2年度における卒業者の状況についてお答えください。

|                 | 令和2年度卒業<br>者数計 | A 大学等進学<br>者数 | B 専門学校進<br>学者数 | C その他進学<br>者数 | D 企業就労者<br>数 | E 福祉就労者<br>数 | F うち同一都<br>道府県内就職<br>者数 | G A～E<br>以外(無<br>回答を含<br>む) |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|-------------------------|-----------------------------|
|                 | 4,307名         | 408名          | 1,609名         | 52名           | 1,411名       | 151名         | 1,254名                  | 676名                        |
|                 |                | 9.5%          | 37.4%          | 1.2%          | 32.8%        | 3.5%         | 80.3%                   | 15.7%                       |
| うち障がいのあ<br>る生徒数 | 495名           | 53名           | 194名           | 13名           | 102名         |              |                         | 47名                         |
|                 | 11.5%          | 13.0%         | 12.1%          | 25.0%         | 7.2%         |              |                         | 8.9%                        |



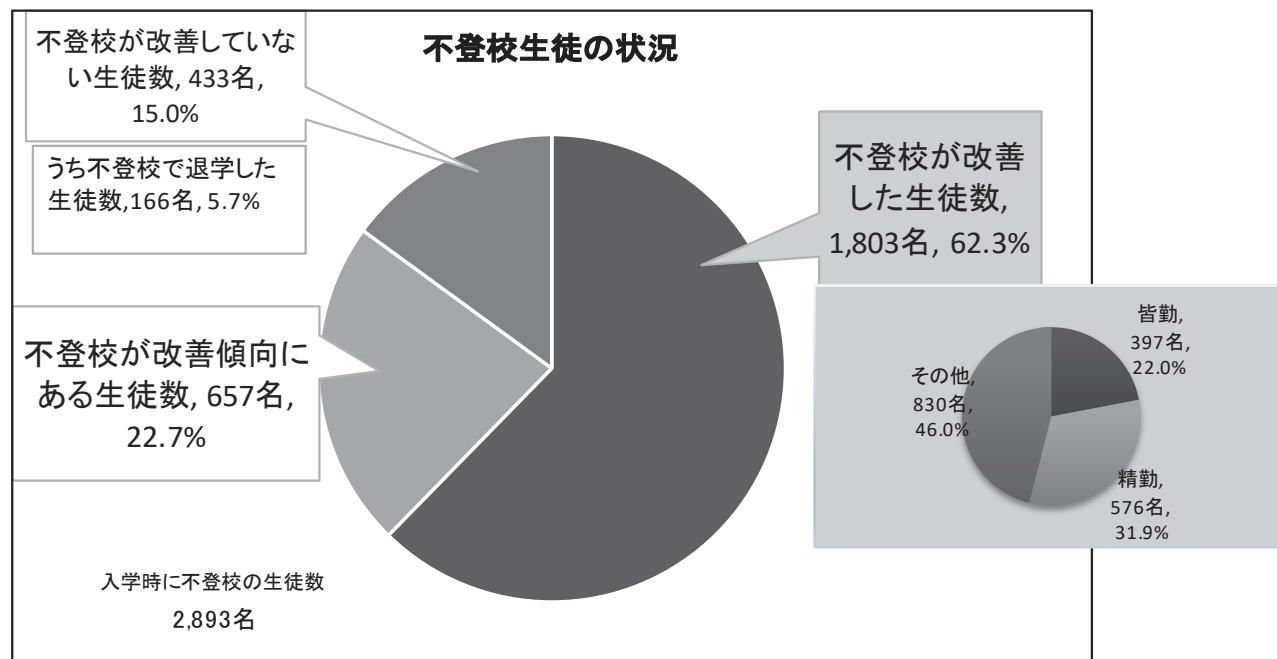
※小円グラフは各項目のうち障がいのある生徒数のパーセンテージを表す（表の網掛け部分）

注：障がいのある生徒数は明確な回答のあったものののみカウントし、無回答および「不明」「把握していない」という回答についてはゼロとして集計している。

2. 不登校生徒の現状について

問 8. 不登校生徒の状況について、お答えください。

| 入学時に不登校の生徒数 | 不登校が改善した生徒数 |       |       | 不登校が改善傾向にある生徒数 | 不登校が改善していない生徒数 |
|-------------|-------------|-------|-------|----------------|----------------|
| 2,893名      | 1,803名      |       |       | 657名           | 433名           |
|             | 62.3%       |       |       |                | 15.0%          |
|             | 皆勤          | 精勤    | その他   |                | 不登校で退学した生徒数    |
|             | 397名        | 576名  | 830名  | 166名           |                |
|             | 22.0%       | 31.9% | 46.0% | 22.7%          | 5.7%           |



問 9. 不登校生徒に対する具体的な改善策をご記入ください。

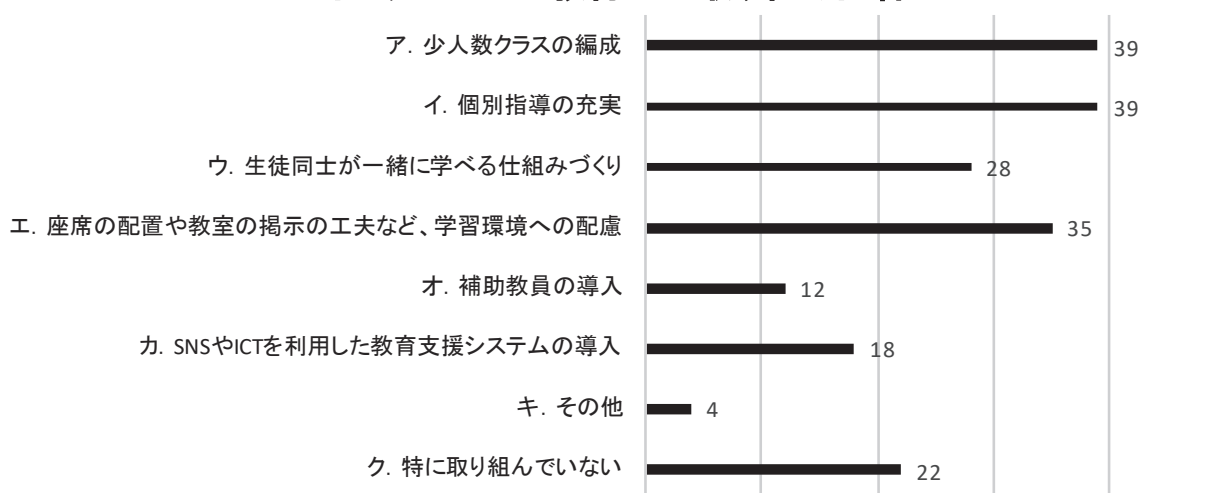
特に改善プログラムなどは設けていないが、似た境遇、体験をした生徒同士が登校する中で、新しい生活習慣が軌道に乗り、改善されていくケースが多い。 / 学校内に明るく温かい雰囲気醸成し学力不振生徒には習熟度別授業や補習でサポートしている。新型コロナの影響で十分には実施できていないが、例年早期対策として新入生一泊合宿や夏キャンプを設定し学校生活への定着を図っている。 / 一部必修科目以外を必修選択授業とし、自分で選択させることです。個人的にお話をしながら授業や学校に興味を持っていただきます。 / 学生の個人情報カルテと指導状況の記入を共有、各コミュニケーションの構築 / 義務教育ではないこと、欠席が進級等に響くということを常に意識させている。(補習含む) / 人が苦手な生徒には個室を用意。勉強が苦手な生徒には体験学習への参加を促す。 / 個別対応の登校時間を設定している。 / 授業選択制度、複数担任制度、オンライン授業等の実施 / 不登校生徒の支援についての情報共有(不登校支援カードの作成)、スクールカウンセラーの活用、時間外登校や家庭訪問の実施 / 個別目標行動計画カードの作成と実践(作成プロセスに解決志向アプローチを活用) / 入学時、国家資格取得のために登校することが絶対条件であることを保護者・生徒に説明し、意識改善をさせる / 入試で欠席数を可否の判断材料とせず、意欲を評価され入学してくる生徒が多いため、前向きにスタートを切る生徒が多い。また、不登校生徒にも積極的に学校内での役割を与え、自己肯定感、自尊感情の向上に努めている。 / 学年担任制とフリールームの設置。臨床心理士の常駐。

### 3. インクルーシブ教育について

問 10. インクルーシブ教育への取り組みについて、貴校が行なっている内容を選択してください。

|                              |    |       |
|------------------------------|----|-------|
| ア. 少人数クラスの編成                 | 39 | 45.9% |
| イ. 個別指導の充実                   | 39 | 45.9% |
| ウ. 生徒同士と一緒に学べる仕組みづくり         | 28 | 32.9% |
| エ. 座席の配置や教室の掲示の工夫など、学習環境への配慮 | 35 | 41.2% |
| オ. 補助教員の導入                   | 12 | 14.1% |
| カ. SNSやICTを利用した教育支援システムの導入   | 18 | 21.2% |
| キ. その他                       | 4  | 4.7%  |
| ク. 特に取り組んでいない                | 22 | 25.9% |

#### インクルーシブ教育への取り組み内容



回答校 85 校中(複数回答可)

その他＝バディ制度(健常児と障害児がペアを組んで学校生活の様々な活動を共にする) / 3週ごとにカウンセリング / 担任による家庭連絡の充実 / 教育相談の充実

### 4. カウンセリング研修及びカウンセラーの配置等について

問 11. カウンセリングに関する教員研修を行っていますか。

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 行っている  | 41校 | 48.2% |
| 行っていない | 44校 | 51.8% |

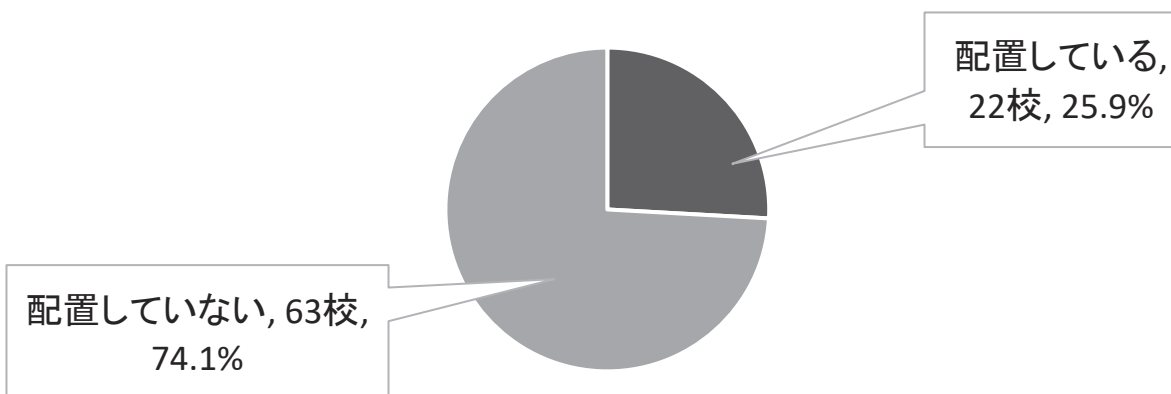
### カウンセリングに関する教員研修



問 12. カウンセラーを配置していますか。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 配置している  | 22校 | 25.9% |
| 配置していない | 63校 | 74.1% |

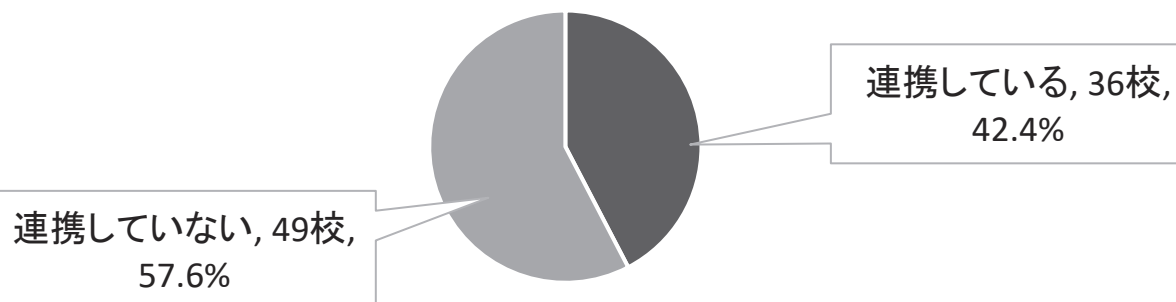
### カウンセラーを配置しているか



問 13. 外部カウンセラーと連携していますか。

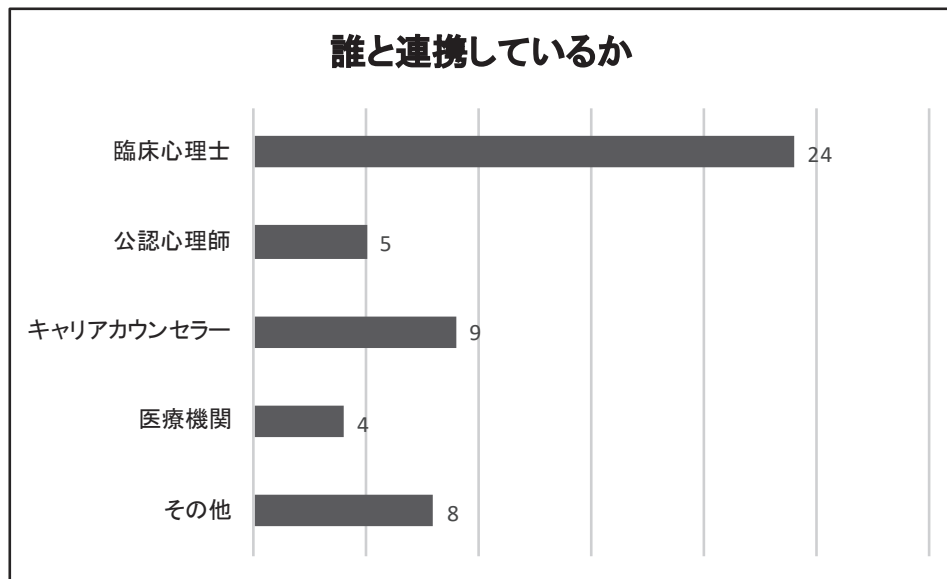
|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 連携している  | 36校 | 42.4% |
| 連携していない | 49校 | 57.6% |

### 外部カウンセラーとの連携状況



### 誰と連携しているか

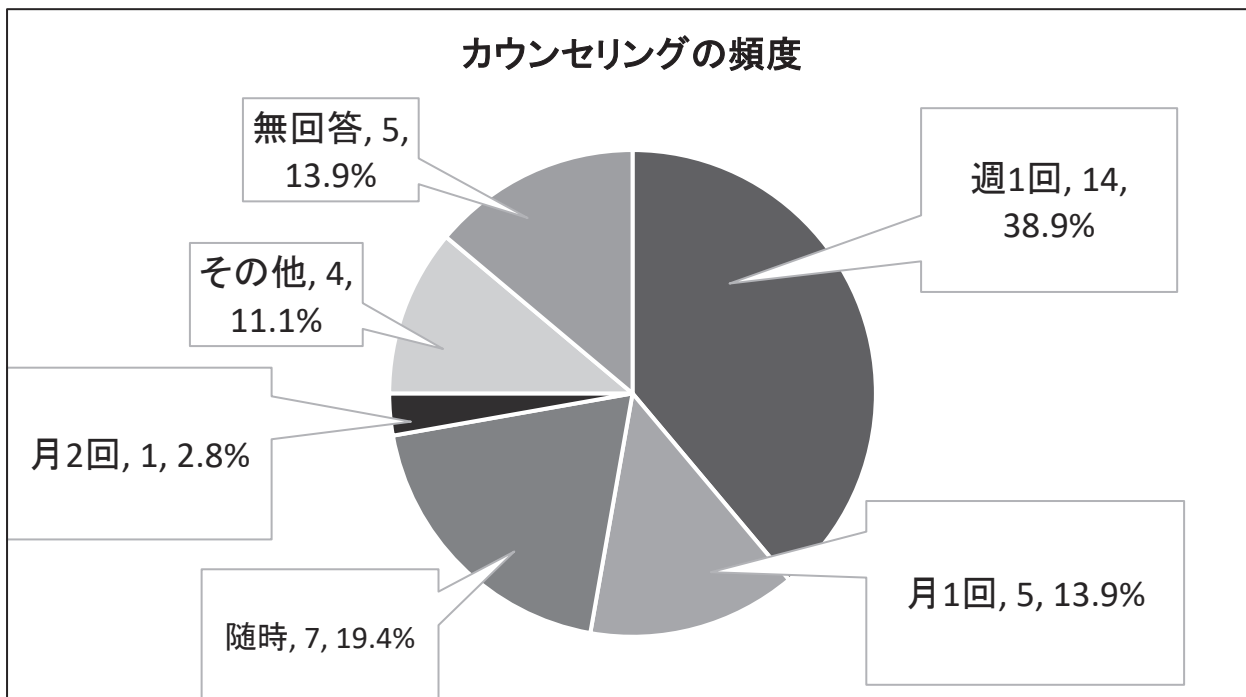
| 臨床心理士 | 公認心理師 | キャリアカウンセラー | 医療機関  | その他   |
|-------|-------|------------|-------|-------|
| 24    | 5     | 9          | 4     | 8     |
| 66.7% | 13.9% | 25.0%      | 11.1% | 22.2% |



その他＝専門医指導医（精神科医、大学名誉教授）、日本カウンセリング協会、教育大学大学院心理臨床コースの実習生受け入れ、心のアドバイザー、精神保健福祉士 / 専門行動療法士、ケースワーカー、無回答

### カウンセリングの頻度

| 週1回   | 月1回   | 随時    | 月2回  | その他   | 無回答   |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 14    | 5     | 7     | 1    | 4     | 5     |
| 38.9% | 13.9% | 19.4% | 2.8% | 11.1% | 13.9% |

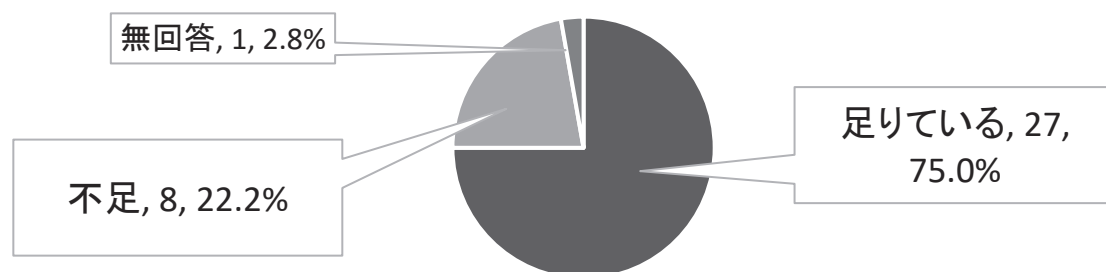


その他＝週2回、月3回

#### カウンセリングの回数

| 足りている | 不足    | 無回答  |
|-------|-------|------|
| 27    | 8     | 1    |
| 75.0% | 22.2% | 2.8% |

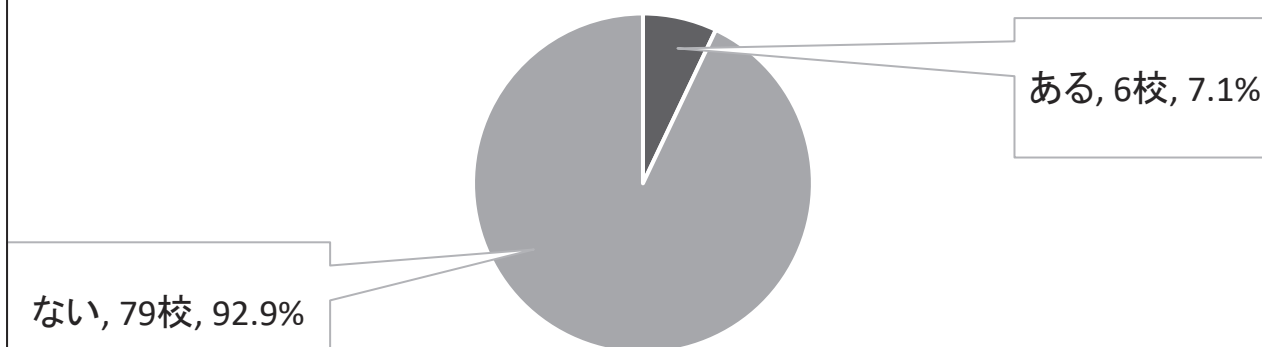
#### カウンセリングの回数は足りているか



問 14. カウンセラーを配置するための補助金等がありますか。

| ある | 6校  | 7.1%  |
|----|-----|-------|
| ない | 79校 | 92.9% |

#### カウンセラー配置のための補助金等はあるか



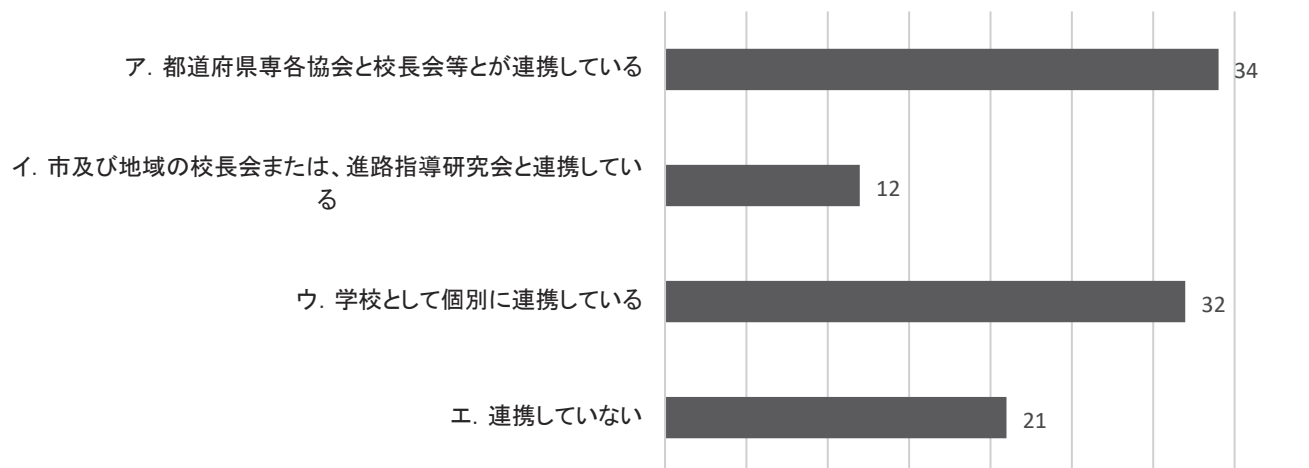
補助金等の実態について：県の派遣制度がある。以前は利用していたが、現在休止している。 / 教育相談体制の整備として（1回3Hの報酬+交通費）×年16回 / 兵庫県における特色教育の補助金制度 / 申請額の2/1補助 / 専修学校専門課程には県単独の補助金が平成31年に制度化

#### 5. 行政や地域との連携について

問 15. 中学校校長会や進路指導研究会と連携していますか（複数回答可）。

|                                |    |       |
|--------------------------------|----|-------|
| ア. 都道府県専各協会と校長会等とが連携している       | 34 | 40.0% |
| イ. 市及び地域の校長会または、進路指導研究会と連携している | 12 | 14.1% |
| ウ. 学校として個別に連携している              | 32 | 37.6% |
| エ. 連携していない                     | 21 | 24.7% |

## 中学校校長会や進路指導研究会との連携状況

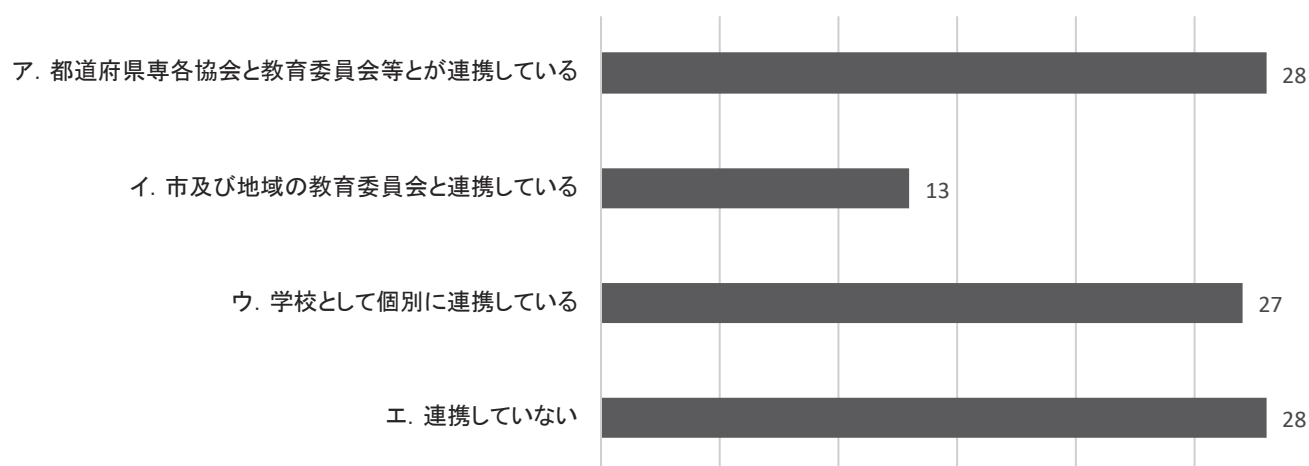


**具体的な連携事例：** 高等専修学校委員会と公立中学校校長会との情報交換会 / 校長会は年 3 回協議会を開催。中学校とは年 2 回程度 / 年度始めの頃に市および県の校長会で約 5 分間の学校紹介 / 高等学校定時制通信制教育振興会に加盟している他、地区の教護協会にオブザーバーとして参加している。 / 進路指導研究会、個別の中学校の説明会において定例的に学校説明を行っている。また、上級学校訪問の受け入れや出張授業等を行っている / 鹿児島県専修学校協会との定期的な会議 / 群馬県専修学校各種学校連合会に加盟

問 16. 教育委員会や行政と連携していますか（複数回答可）。

|                            |    |       |
|----------------------------|----|-------|
| ア. 都道府県専各協会と教育委員会等とが連携している | 28 | 32.9% |
| イ. 市及び地域の教育委員会と連携している      | 13 | 15.3% |
| ウ. 学校として個別に連携している          | 27 | 31.8% |
| エ. 連携していない                 | 28 | 32.9% |

## 教育委員会や行政との連携状況



**具体的な連携事例：** 高等専修学校のガイドブックなど教育委員会が監修している / 教育委員会主催の進路相談会に参加している。また教育委員会の後援名義を使用し、地域貢献事業として講演会を開催している。 / 学園祭卒業作品展（立川市長賞・立川商工会議所会頭賞） / 群馬県私立通信制高等学校等連絡協議会に加盟し、群馬県こどもみらい部子育て・青少年課青少年育成係と連携している / 須坂市との連携協定調印（令和元年度から）

参考：都道府県単位での連携状況

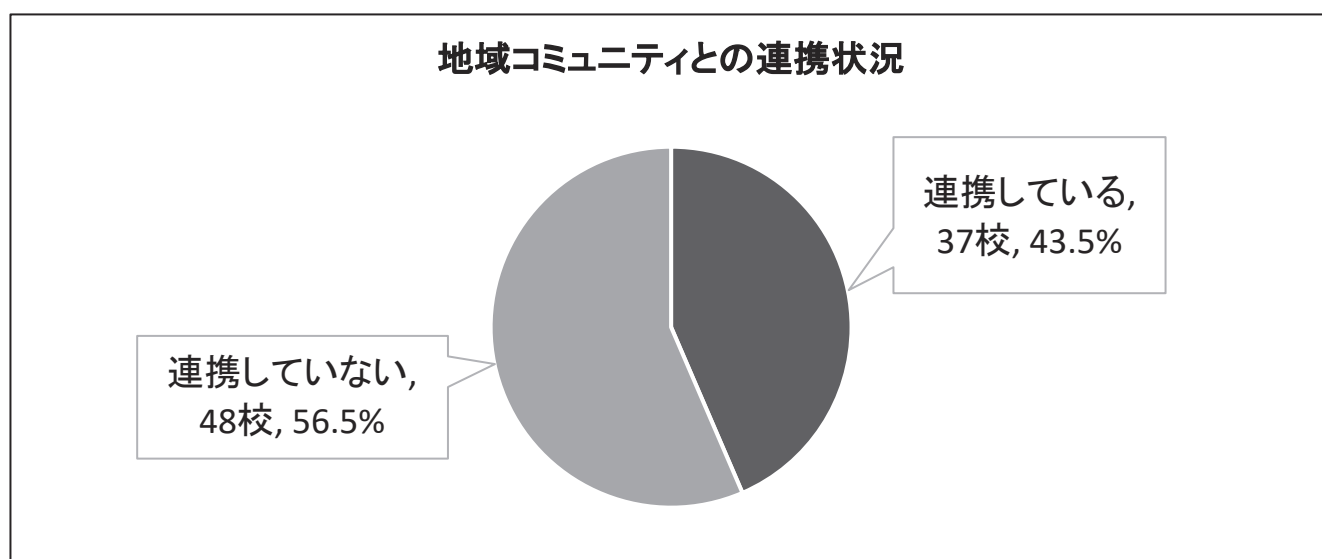
回答のあった 27 都道府県のうち、問 15、問 16 のアを回答した学校が 20%以上ある都道府県を「連携している」としてカウント

|     |     |     |     |      |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問15 | 福島県 | 群馬県 | 東京都 | 神奈川県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 山口県  | 佐賀県 | 鹿児島県 | 北海道 | 岩手県 | 茨城県 | 埼玉県 | 千葉県 | 福井県 | 長野県 | 奈良県 | 鳥取県 | 岡山県 | 広島県 | 徳島県 | 熊本県 | 沖縄県 |
| 問16 | 福島県 | 群馬県 | 東京都 | 神奈川県 | 岐阜県 | 愛知県 | 京都府 | 大阪府 | 山口県 | 佐賀県 | 鹿児島県 | 北海道 | 岩手県  | 茨城県 | 埼玉県 | 千葉県 | 福井県 | 長野県 | 静岡県 | 兵庫県 | 奈良県 | 鳥取県 | 岡山県 | 広島県 | 徳島県 | 熊本県 | 沖縄県 |

☐ = 連携している    ☒ = 連携していない

問 17. 地域コミュニティと連携していますか。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 連携している  | 37校 | 43.5% |
| 連携していない | 48校 | 56.5% |



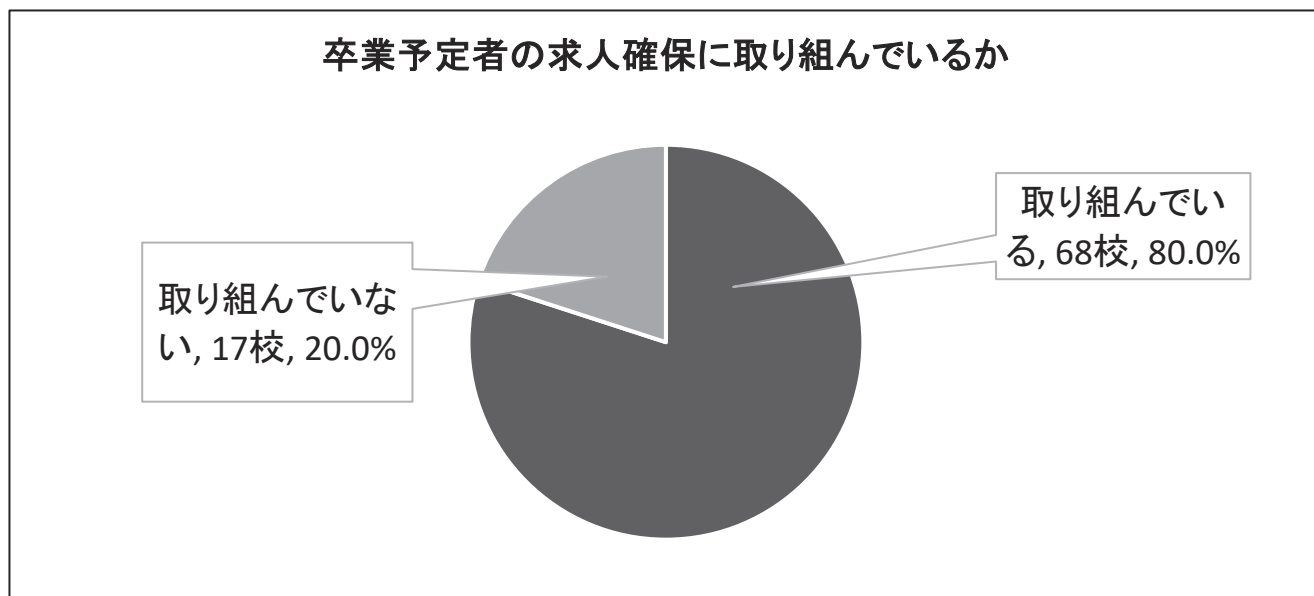
**具体的な連携事例：**部活動で地域のレンタルキッチンを借りてレストラン営業をしている / 学警連に参加 / 名古屋市美化連盟に加盟しているが、今年度はボランティア清掃を実施していない / 多摩都市モノレールのイベントに参加 / 学校警察連絡協議会に加盟、補導員を選任し、地域の保安活動に協力している / アニメ聖地(ルドルフとイッパイアッテナ(江戸川区)) / 町内会イベントへの出席・連携、外部でのファッションショーや店舗運営 / 本校に購買等がないため、近隣のカフェへのお弁当注文や、月 1 回程度、区の福祉作業所にて製造ドーナツの販売に来ていただいている / サポートステーション・放課後デイサービスなどの機関 / 毎朝の町内清掃活動、地域の防犯パトロール、地元のお祭り等イベントのポスター作成、イベントブース出店、など / 地元 NPO 法人と連携した授業を実施している / 区役所等を通じて支援対象生徒の情報共有を行っている。地区税務署から確定申告啓発ポスター作成を依頼されている / 地域の食生活改善委員の出前授業や租税教室など

**教育効果・エピソード：**過疎化が進んでいる地域なので、高齢者が大半だがその分、生徒は優しく接することができ、また、感謝されることで一つの成功体験を感じることができている / 地域の行事担当者とコミュニケーションを取り、行事計画を立て。話す事が苦手な生徒が全体の進行などが出来る様になった / 福祉理容師・美容師の先生方と生徒が老人ホームに赴き、施設の入居者の方と触れ合いサポートすることで、人の役に立つことのやりがいや、生きがいを感じることに繋がっている / 食生活改善委員さんからの話を聞き、日頃の食生活を見直す良い機会となった。また、租税教室や法教室ではプロの方から直接話が聞けるということもあり生徒自ら疑問や困っていること質問したり、「将来日本がこうあってほしい」などの思いを話す姿がみられた / 地域の行事などへのボランティア参加を通し、生徒に「地域の一員」という意識を付けることができている。また、登下校等での挨拶をすることで学校認知度もあがり、好意的に見ていただけるようになっている。クレームは減少した / 須坂市の不登校生への支援に本校の実践例を生かしてもらっている / 自己肯定感、自己有用感、自主性、積極性、など

## 6. 学びのセーフティネット機能の充実強化について

問 18. 高等専修学校卒業予定者の求人確保に取り組んでおりますか。

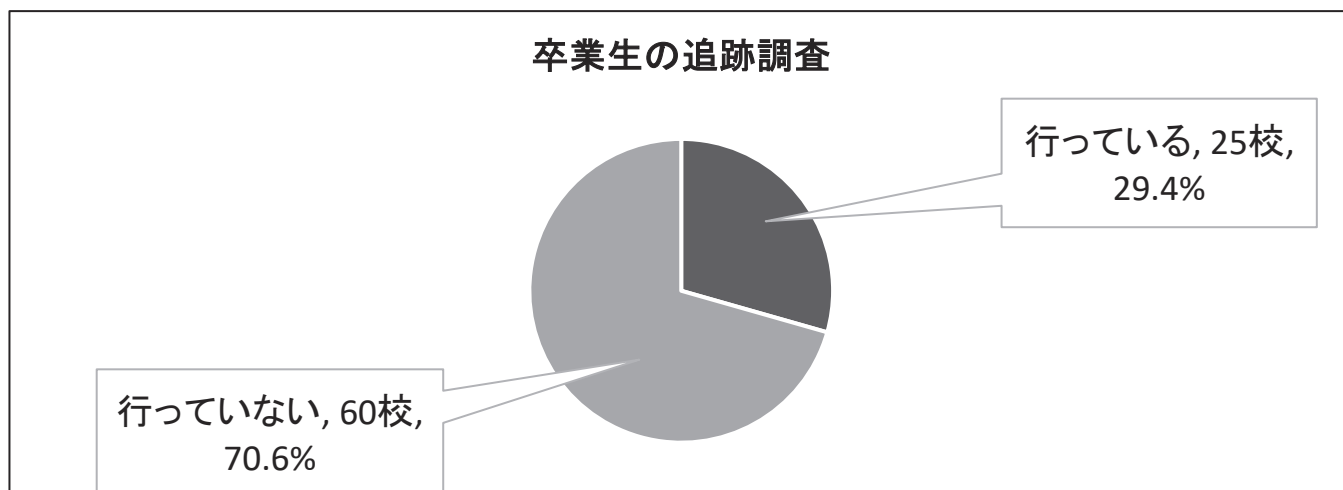
|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 取り組んでいる  | 68校 | 80.0% |
| 取り組んでいない | 17校 | 20.0% |



**具体例：**企業の採用担当者と学校の進路担当者とのマッチングイベント参加、中小企業家同友会に加盟 / 支援企業組織を編成し、日々組織入会への案内をしている / 専門求人サイト（エフラボ）との連携 / ハローワーク学卒担当者の緊密な連携を行うと共に、採用実績企業などからの継続的な指定求人の確保に努めている / 後援会サロンの登録数を増やしている / 講師・教職員の伝手の活用。就労支援関係の団体と連携 / 県より派遣されている進路アドバイザーが取り組んでいる / 地元企業数社と職場体験プログラムを作り実施している / 直接企業と連絡をとり、進路指導担当と生徒と一緒に訪問し、実習計画等をつくる

問 19. 卒業生の再就職支援に関して、卒業生の追跡調査を行っておりますか

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 行っている  | 25校 | 29.4% |
| 行っていない | 60校 | 70.6% |

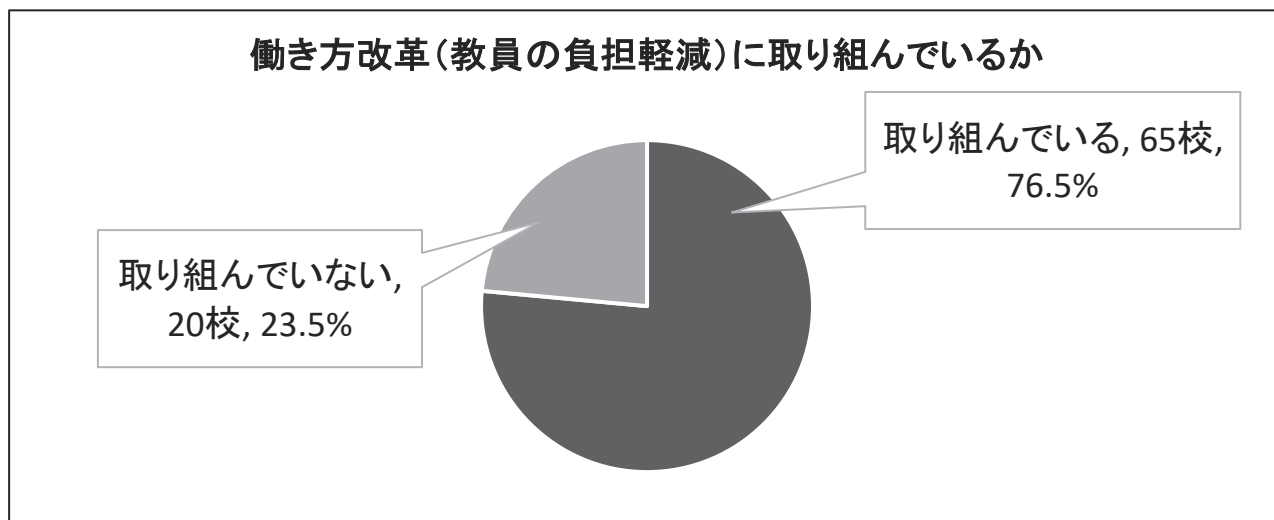


**再就職支援の具体例：**生徒の進路先への本校の進路専門スタッフによる追跡調査 / 個別に相談に乗っている / 同窓会や各学生からのネットワーク(情報支援)来校からの中途採用へ / 相談があった案件については対応している。また、本校は卒業生の来校数が多く、来校時に本人及び他の卒業生の情報を収集している。来校時に、現在の状況(名前、卒業年度、連絡先、現在の勤務先・進学先、勤続年数、求職の希望、その他の情報)を「既卒者来校記入書」に記入してもらい、既卒者情報をアップデートしている / 卒業生と連絡を取り現状把握をしている段階

## 7. 教員の働き方改革について

問 20. 教員の働き方改革について、増加する「教員の負担」の軽減に取り組んでいますか。

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 取り組んでいる  | 65校 | 76.5% |
| 取り組んでいない | 20校 | 23.5% |

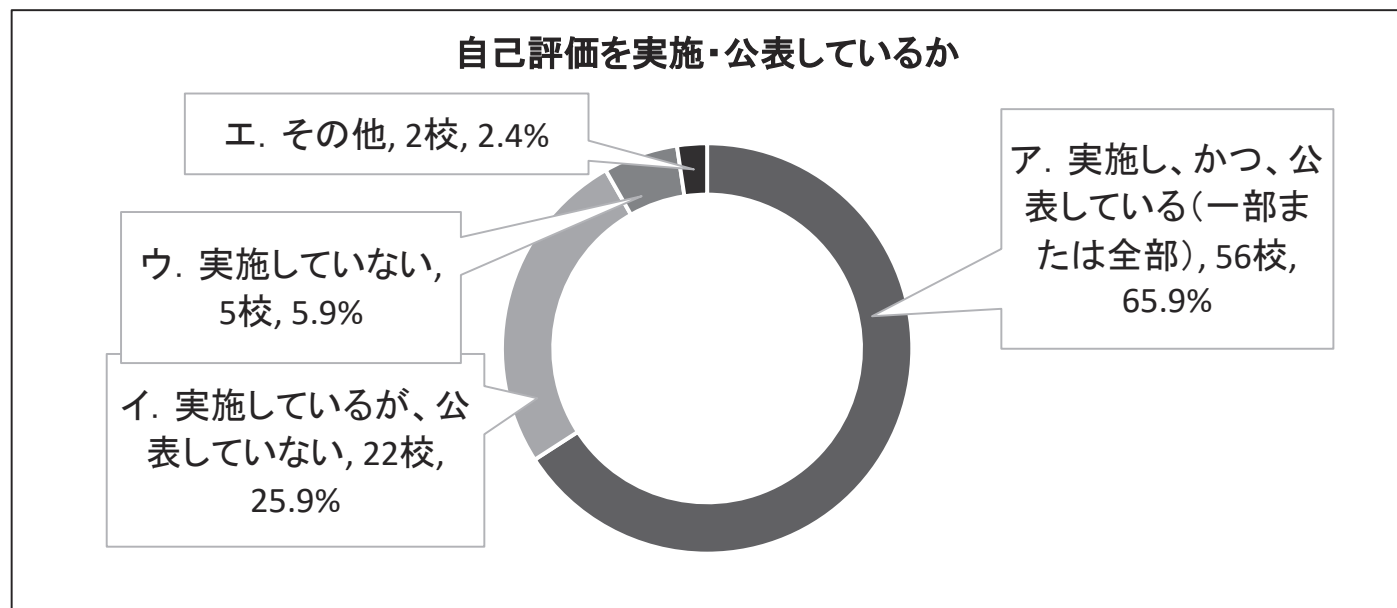


**具体例：**取り組み途中ですが、ICT 化を進めている。校長以下、階級に関わらず、できる人ができる時にできる範囲のことを職員全員で取り組んでいる。（経過報告必須） / 毎年、業務の精選、改廃を進めることで、業務の負荷を減らすことに努め、時間超過勤務を減らすようにし、一定の成果を得ている / 保護者に対する連絡の軽減の为一斉メールを導入 / PC を一人一台、支給し会議等で情報を共有して、事務作業を軽減した / web サービスを利用し情報共有 / 教員個々のライフスタイルに合わせて、労働時間を調節しています / 職員用 PC 設置台数の拡充 / 複数体制での生徒指導と全職員での共通理解で個々の負担を軽減 / 職員会・校務分掌の改革、アンケート調査の実施、プロジェクトによる改革案 / 行事の精選。年次有給休暇が確保できるように長期休暇中の予定を考案。残業指示書の提出。ストレス簡易調査の実施による健康管理 / 試験の午後など帰宅を認めている / 出張先からの直帰を進める

## 8. 自己評価

問 21. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）。

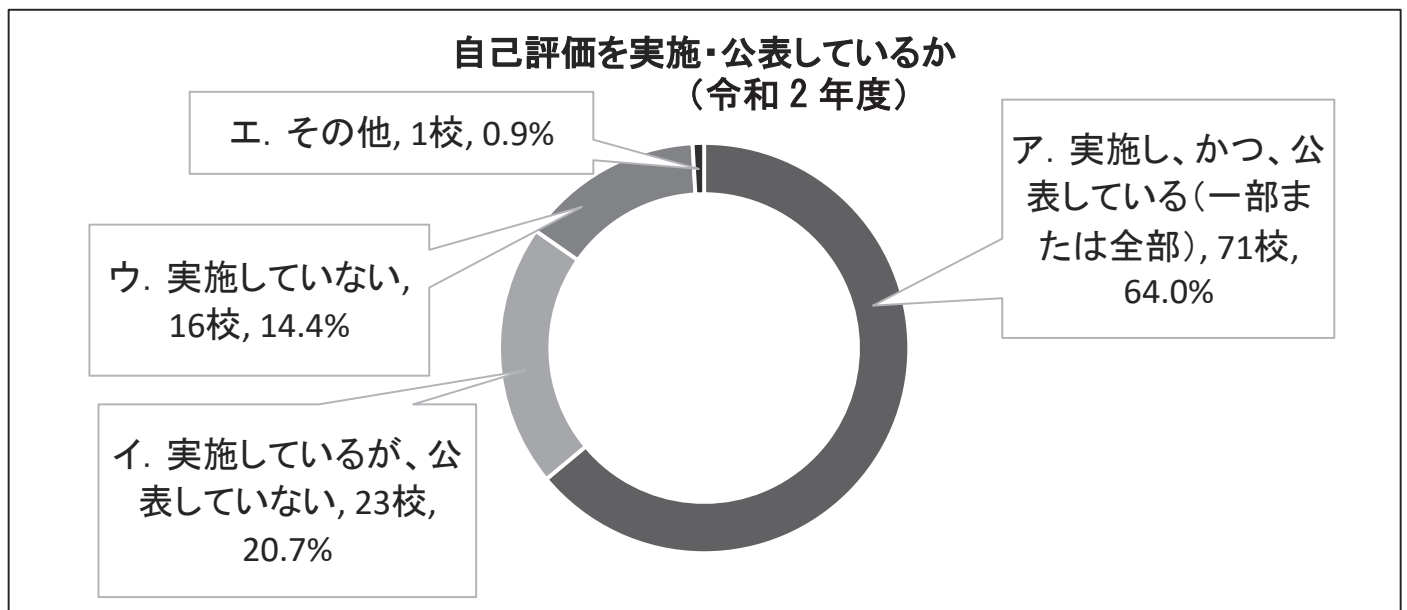
|                           |     |       |
|---------------------------|-----|-------|
| ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） | 56校 | 65.9% |
| イ. 実施しているが、公表していない        | 22校 | 25.9% |
| ウ. 実施していない                | 5校  | 5.9%  |
| エ. その他                    | 2校  | 2.4%  |



※その他＝学校評価の中で自己評価を行っている（一部公表している）、実施できる体制を現在構築中である

〈参考：令和2年度調査結果〉

|                           |     |       |
|---------------------------|-----|-------|
| ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） | 71校 | 64.0% |
| イ. 実施しているが、公表していない        | 23校 | 20.7% |
| ウ. 実施していない                | 16校 | 14.4% |
| エ. その他                    | 1校  | 0.9%  |

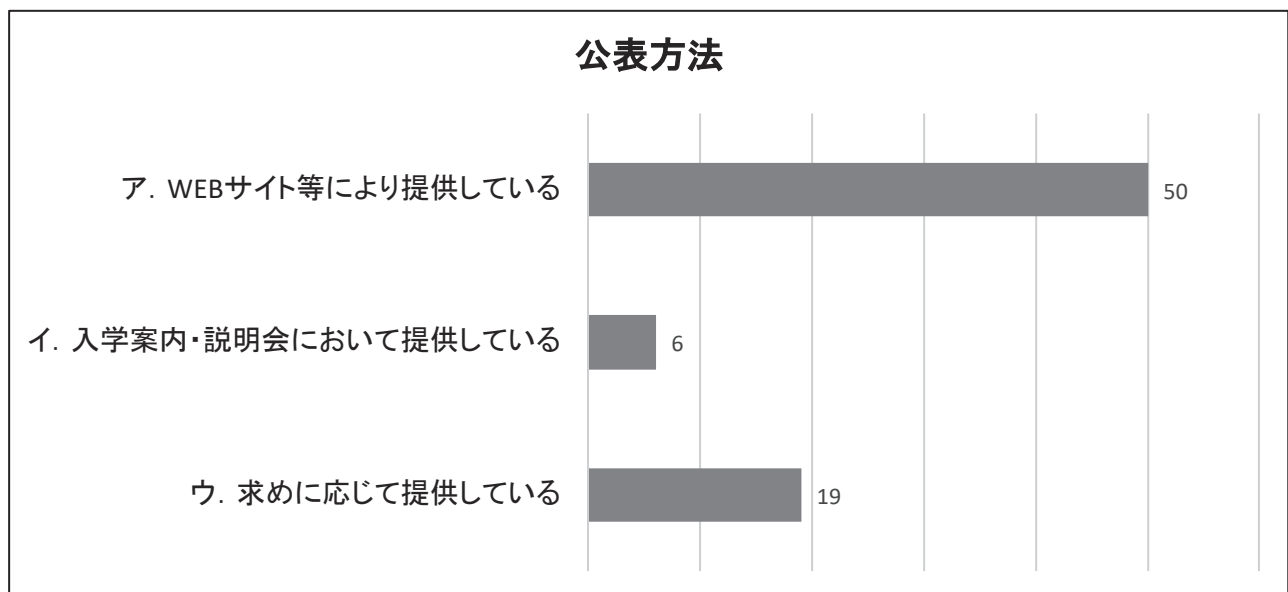


※その他＝休校中

※問 22 に関しては、問 21 でアを選択した場合のみ回答してください。

問 22. 公表されている方法を教えてください（複数選択可）。

|                       |    |       |
|-----------------------|----|-------|
| ア. WEBサイト等により提供している   | 50 | 89.3% |
| イ. 入学案内・説明会において提供している | 6  | 10.7% |
| ウ. 求めに応じて提供している       | 19 | 33.9% |



※問 23、24 に関しては問 21 でア、イを選択した場合のみ回答してください。

問 23. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）。

|                       |     |       |
|-----------------------|-----|-------|
| 大いに役立った               | 14校 | 17.9% |
| ある程度役立った              | 54校 | 69.2% |
| あまり役に立たなかった           | 2校  | 2.6%  |
| まったく役に立たなかった          | 0校  | 0.0%  |
| 現状では判断できない(どちらともいえない) | 8校  | 10.3% |

### 自己評価は学校改善に役立ったか

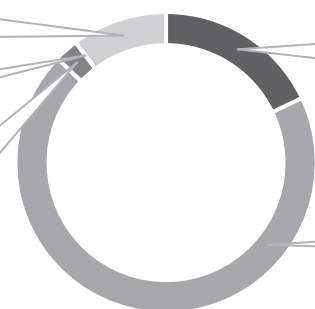
現状では判断できない(どちらともいえない), 8校

大いに役立った, 14校

まったく役に立たなかった, 0校

ある程度役立った, 54校

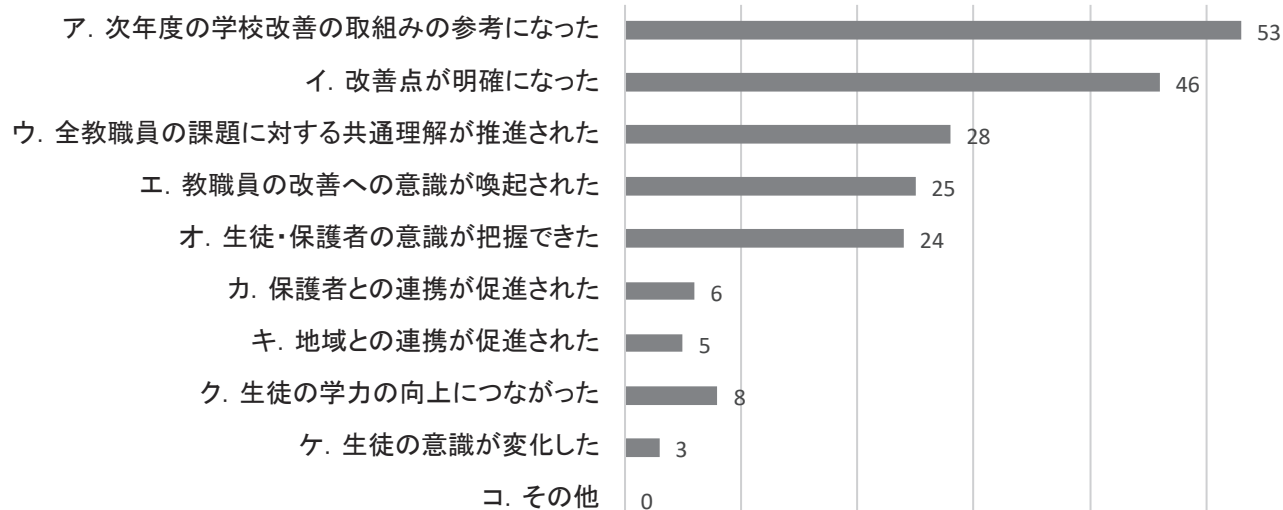
あまり役に立たなかった, 2校



問 24. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）。

|                          |    |       |
|--------------------------|----|-------|
| ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった   | 53 | 67.9% |
| イ. 改善点が明確になった            | 46 | 59.0% |
| ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された | 28 | 35.9% |
| エ. 教職員の改善への意識が喚起された      | 25 | 32.1% |
| オ. 生徒・保護者の意識が把握できた       | 24 | 30.8% |
| カ. 保護者との連携が促進された         | 6  | 7.7%  |
| キ. 地域との連携が促進された          | 5  | 6.4%  |
| ク. 生徒の学力の向上につながった        | 8  | 10.3% |
| ケ. 生徒の意識が変化した            | 3  | 3.8%  |
| コ. その他                   | 0  | 0%    |

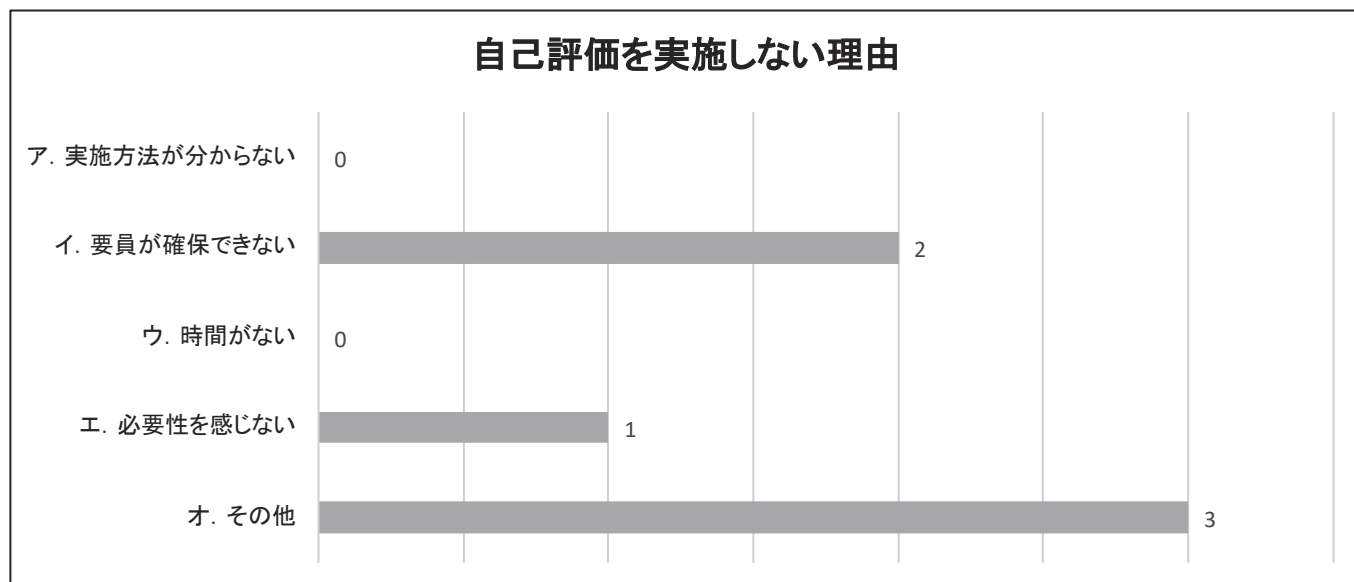
### 自己評価を行った成果



※問 25 に関しては問 21 でウを選択した場合のみ回答してください。

問 25. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）。

|               |   |       |
|---------------|---|-------|
| ア. 実施方法が分からない | 0 | 0.0%  |
| イ. 要員が確保できない  | 2 | 40.0% |
| ウ. 時間がない      | 0 | 0.0%  |
| エ. 必要性を感じない   | 1 | 20.0% |
| オ. その他        | 3 | 60.0% |



※その他＝過去に実施したが、それっきりになって止まっている。 / 現在検討中 / 本年度、最初の卒業生を送り出し、来年度には実施を予定しています。

## 9. 教育活動情報の公開

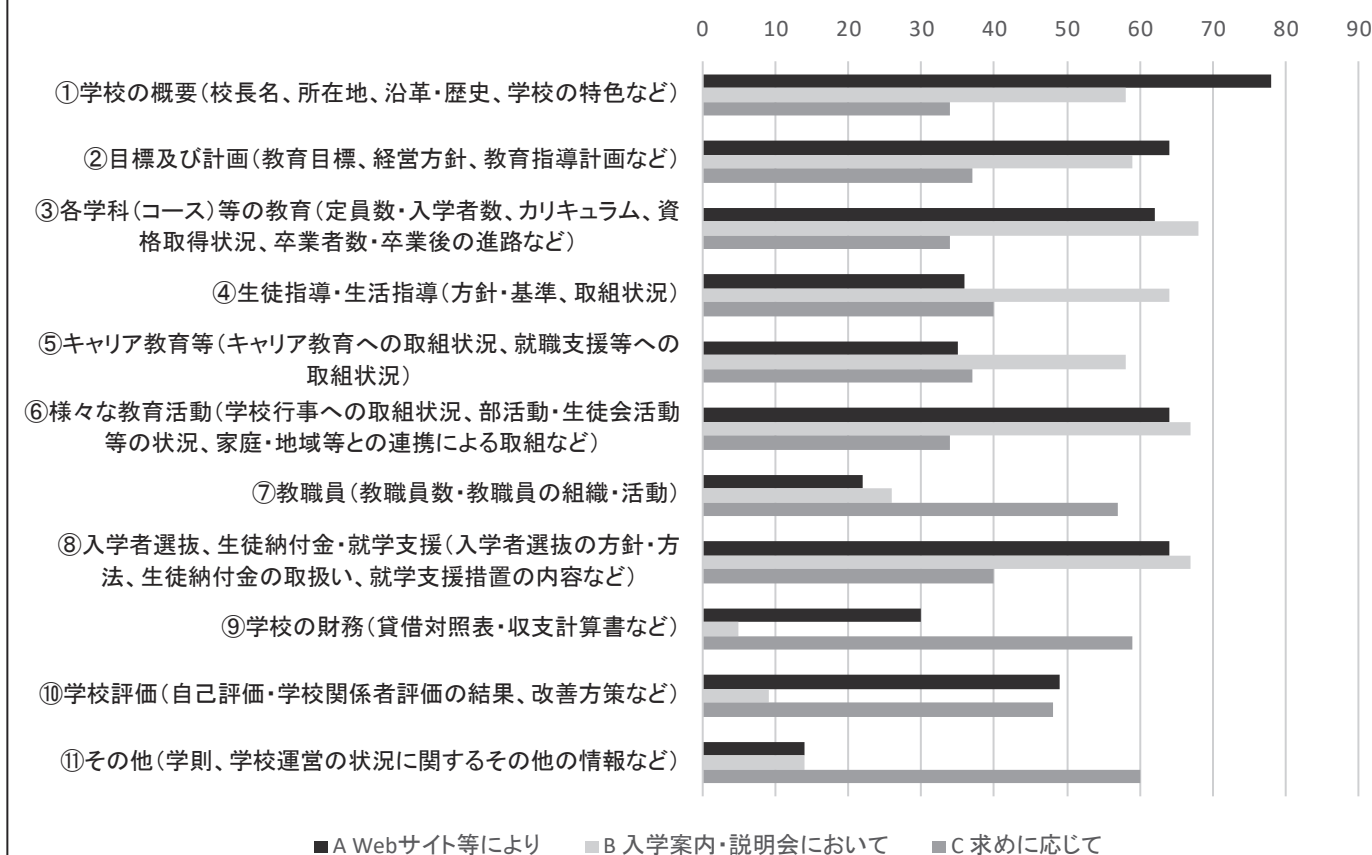
問 26. 文部科学省で公表されている「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

- A. W e b サイト等により提供している
- B. 入学案内・説明会において提供している
- C. 求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください（複数選択可）。

| 項目                                                   | A Webサイト等<br>により | B 入学案内・説<br>明会において | C 求めに応じて    |
|------------------------------------------------------|------------------|--------------------|-------------|
| ①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)                        | 78<br>91.8%      | 58<br>68.2%        | 34<br>40.0% |
| ②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)                          | 64<br>75.3%      | 59<br>69.4%        | 37<br>43.5% |
| ③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)  | 62<br>72.9%      | 68<br>80.0%        | 34<br>40.0% |
| ④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況)                               | 36<br>42.4%      | 64<br>75.3%        | 40<br>47.1% |
| ⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況)                   | 35<br>41.2%      | 58<br>68.2%        | 37<br>43.5% |
| ⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など) | 64<br>75.3%      | 67<br>78.8%        | 34<br>40.0% |
| ⑦教職員(教職員数・教職員の組織・活動)                                 | 22<br>25.9%      | 26<br>30.6%        | 57<br>67.1% |
| ⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など) | 64<br>75.3%      | 67<br>78.8%        | 40<br>47.1% |
| ⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)                                | 30<br>35.3%      | 5<br>5.9%          | 59<br>69.4% |
| ⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)                        | 49<br>57.6%      | 9<br>10.6%         | 48<br>56.5% |
| ⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)                         | 14<br>16.5%      | 14<br>16.5%        | 60<br>70.6% |

## 教育活動情報の公開

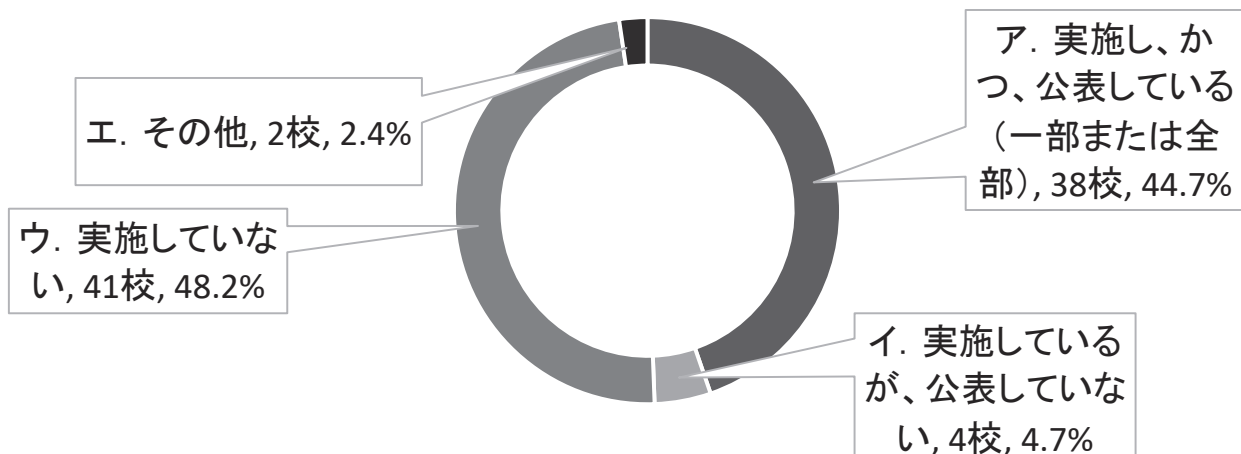


## 10. 学校関係者評価

問 27. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）。

|                           |     |       |
|---------------------------|-----|-------|
| ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） | 38校 | 44.7% |
| イ. 実施しているが、公表していない        | 4校  | 4.7%  |
| ウ. 実施していない                | 41校 | 48.2% |
| エ. その他                    | 2校  | 2.4%  |

学校関係者評価の実施状況



※その他=実施できる体制を現在構築中である

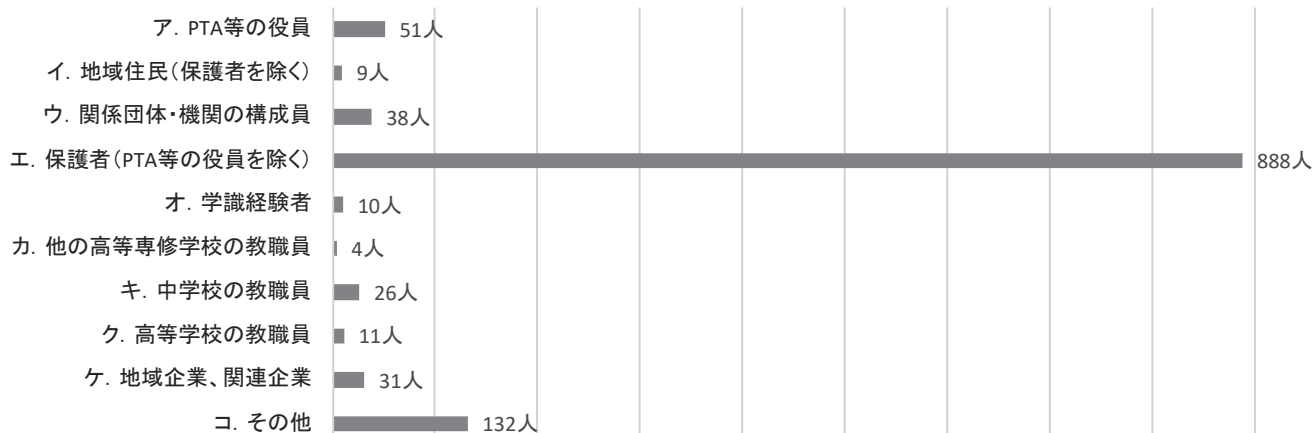
※問 28 に関しては問 27 でア、イを選択した場合のみ回答してください。

問 28. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください（複数選択かつ人数を記入）。

|                    |      |
|--------------------|------|
| ア. PTA等の役員         | 51人  |
| イ. 地域住民（保護者を除く）    | 9人   |
| ウ. 関係団体・機関の構成員     | 38人  |
| エ. 保護者（PTA等の役員を除く） | 888人 |
| オ. 学識経験者           | 10人  |
| カ. 他の高等専修学校の教職員    | 4人   |
| キ. 中学校の教職員         | 26人  |
| ク. 高等学校の教職員        | 11人  |
| ケ. 地域企業、関連企業       | 31人  |
| コ. その他             | 132人 |

※その他=在校生105人、卒業生19人、小学校校長、大学准教授、大学広報、同窓会、同窓会会長、大学職員、専門学校校長、生徒 各1人

学校関係者の構成

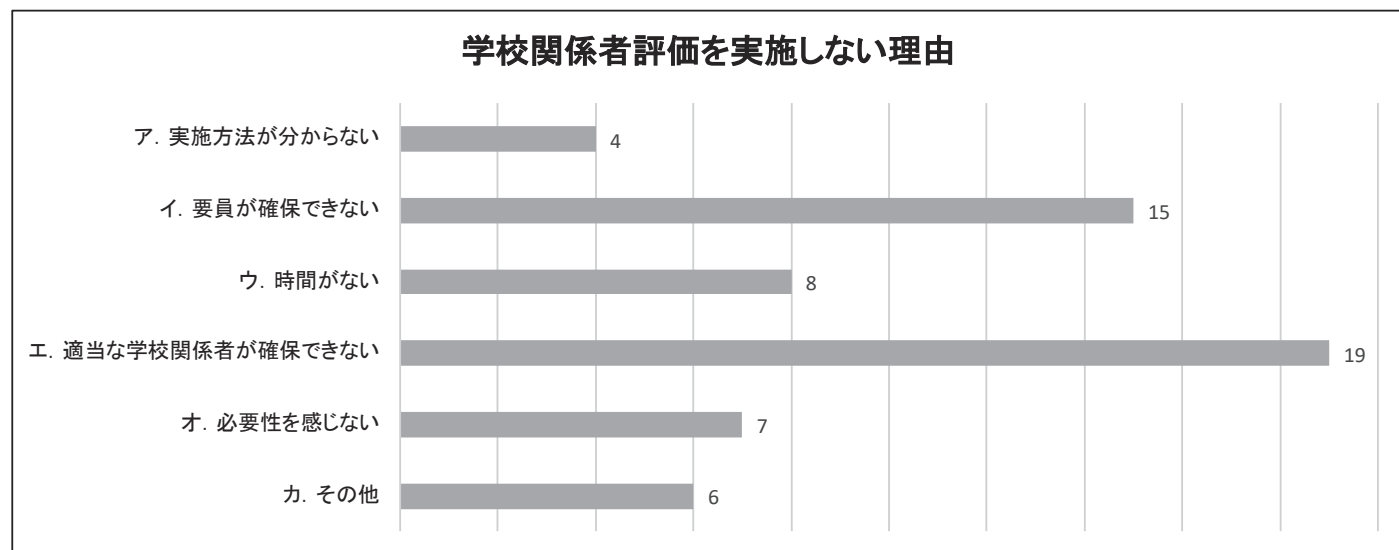


※問 29 に関しては、問 27 でウを選択した場合のみ回答してください。

問 29. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）。

|                    |    |       |
|--------------------|----|-------|
| ア. 実施方法が分からない      | 4  | 9.8%  |
| イ. 要員が確保できない       | 15 | 36.6% |
| ウ. 時間がない           | 8  | 19.5% |
| エ. 適当な学校関係者が確保できない | 19 | 46.3% |
| オ. 必要性を感じない        | 7  | 17.1% |
| カ. その他             | 6  | 14.6% |

※その他＝検討中、準備中、学園理事会において年3回総括を行っているため



## 1 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

問 30. コロナ時の学校対応について、学校として特に困った点を記載して下さい。

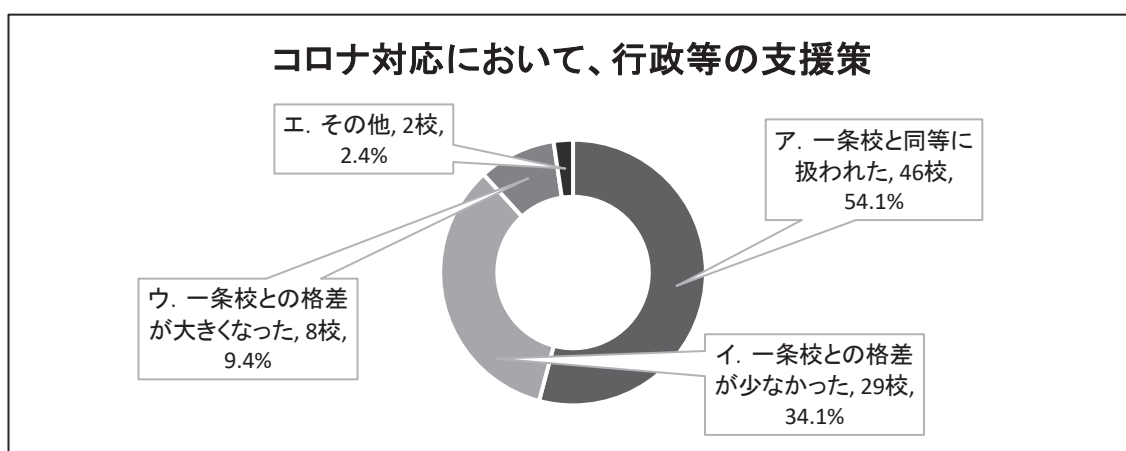
感染防止対策としての教員による清掃・消毒作業の負担。学校行事等の中止、延期または規模の縮小。さらに、実施するか否かの判断の難しさ。／ 検温・消毒・ソーシャルディスタンス / スクールバスの運用、実習を伴う授業での配慮など。／ 対面授業の実施方法、特に調理実習 / 生徒がコロナに感染、または濃厚接触者であると虚偽の届出を出すケースが多々あった。／ 関連する調査・報告件数が多く、対応に困った。／ コロナと思われる発熱や喉の痛みなどで欠席する場合の出席停止と普通の欠席との線引きが難しい。／ 入学式等式典実施時の密を避けるための対応 / 分散登校実施方法 / 消毒作業や換気など、授業以外のことに時間をとられてしまう。／ 授業時数の確保と遠隔授業の環境づくりなど / 国や県からの通知が届いてから、学内で対応や対策方針を立て、即座に生徒や保護者に周知するまでに時間的余裕が無かった点 / 飲食環境と衛生分野の授業の区分け / 教室が狭く、数も少ない為、生徒間の距離を広げることができない。学校の Wi-Fi 環境、生徒宅の Wi-Fi 環境・端末環境、学校内の PC 端末をはじめとする ICT 環境がなく、遠隔授業ができない。／ 換気の徹底をするための環境づくりに非常に苦心した。教職員の仕事量が消毒で増えた。感染者・濃厚接触者・不安による登校自粛者に対する教育の確保のため、環境整備や方法に苦心した。学校行事・集会の実施の判断において、細心の注意が必要であった。／ 特になし / 感染対策に費用がかかった点、対面授業による時間数の確保 / 県外から登校する生徒もいるので、県外をまたぐ移動は控えるように言われても困る / 緊急事態宣言の発令や解除の宣言が直前まで分からないので、休校を続けるのか登校を再開するのかの連絡を生徒、保護者等へする際に、判断に迷い苦労した。／ 濃厚接触者の洗い出し、また、それに伴う情報開示の範囲(生徒保護者含む) / 休校、分散登校等による補充授業時間の確保や、衛生用品購入の出費など。／ 国や自治体からの情報通達のスピードが遅く見通しが立ちにくい。ワクチン接種に伴う公欠対応の協議など。／ 計画している学校又は学級活動が流動的に扱いにくい点 /

決定が遅いので、生徒・保護者への対応 / 罹患者は出たものの、幸いにも全て濃厚接触なしと判断いただき事なきを得ています / 振替のための授業日程調整 / 専門分野の実技演習ができなかったり、人数制限を行ったことです。 / 授業時間数の確保 / 第 5 波の際に生徒に感染者が発生したが、保健所の業務多忙により、濃厚接触接触者特定のための連携が図れず、学校独自に対応せざるを得なかった。 / 授業の遅れや行事が実施できなくなった点。年間行事に大きなズレが生じた / コロナ対応で休校している生徒の対応

問 31. コロナ対応において、行政等の支援策についてお答え下さい。

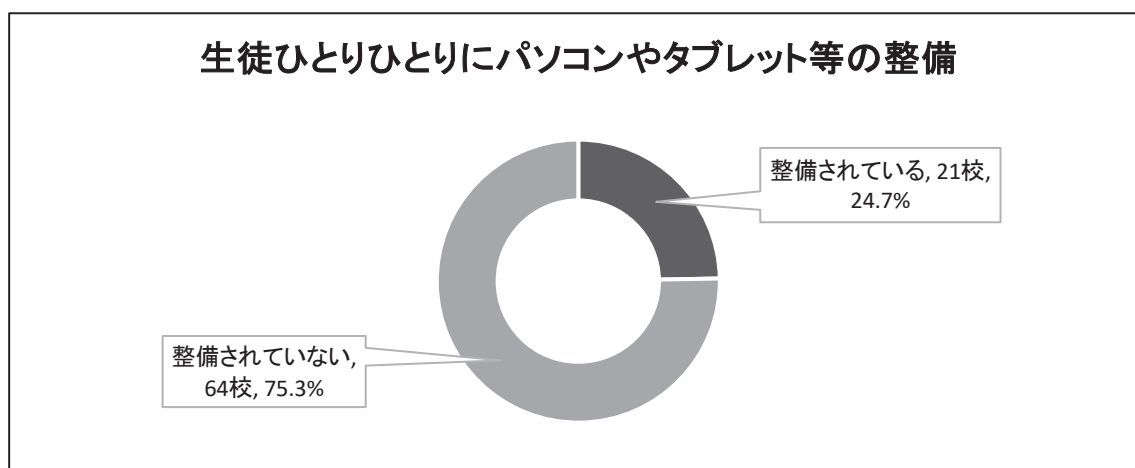
|                   |     |       |
|-------------------|-----|-------|
| ア. 一条校と同等に扱われた    | 46校 | 54.1% |
| イ. 一条校との格差が少なかった  | 29校 | 34.1% |
| ウ. 一条校との格差が大きくなった | 8校  | 9.4%  |
| エ. その他            | 2校  | 2.4%  |

※その他＝一条校の支援策がわからないため比較できない / 支援は受けたが一条校と同等に扱われたか否かについて承知していない



問 32. 生徒ひとりひとりにパソコンやタブレット等の情報端末が整備されていますか。

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 整備されている  | 21校 | 24.7% |
| 整備されていない | 64校 | 75.3% |



問 33. 国や自治体のコロナ対策関連の補助制度を活用して導入できた事柄等を、具体的にご記入ください

アルコール消毒・検温器等 / 特になし / 生徒に貸与するタブレット購入 / 空気清浄機の設置 / オンライン学習支援に対する支援制度を活用しスタディーサプリーを導入した。 / アルコール等の除菌グッズや衛生用品を補助

金で購入できた。／ 空気清浄機(各教室に二台) 消毒液 非接触型体温計(3 台)／ 高性能大型空気清浄機と、各教室に高性能小型空気清浄機が配備できた。／ 兵庫県より 50 万円／ 非接触型検温器の購入／ タブレット購入のための補助金と校内LAN工事に対する補助金を受けた／ オンライン用パソコン・モニター、アクリル板パネル、消毒液、マスクの購入／ 全教室にプラズマクラスター発生装置の設置／ 遠隔授業用カメラ、ビデオの購入／ 高校生ワクチン接種の支援／ 消毒関係備品の充実。飛沫感染防止備品の充実。換気関連備品の充実／ 遠隔事業活用推進事業によるオンライン授業に必要な機材の導入／ トイレ手洗場の自動水栓化／ 新型コロナワクチン接種を希望する生徒への接種を促進するため、補助制度を活用しバスを借り上げ、接種会場へ生徒を送迎し接種を実施した。／ 私立学校施設補助金によって、トイレを乾式トイレへ改修する工事ができた／ サーマルカメラ 4 台、空気清浄機、加湿機、スタンド式消毒機／ 補助金等が整備されていないので、早急に整備を行ってほしい(一条校と同等に)／ 学校保健特例対策事業補助金／ サーキュレーター、アクリル板、二酸化炭素濃度計測器、オゾン発生器を購入し導入した／ 県のコロナ対策補助金制度を活用し、不足していたアクリルパーティションの補充や検温器、空気清浄機を購入することができ、対策を充実させることができた。／ 生徒の心のケアのため心理士を増員した。飛沫を防ぐためのパーティションと消毒液を購入した。自治体からは、在籍数に応じて補助金額が設定され、使用予定を申請。年度末に報告書を提出。／ 感染防止対策における備品等。ICT 関連の教材・備品。ただし、GIGA スクール構想に関わる補助金は活用できなかった。／ 学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援事業)や学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)で非接触型体温計や除菌アルコール、サーキュレーターを購入。／ 課題の郵送。／ 愛知県私立学校等オンライン支援事業費補助金でスタディサプリ導入。(ただし、R4 年度オンライン支援の補助金が下りなければ継続使用は財政的に困難。)／ オンライン授業に向けた備品の整備や衛生・消耗品の購入などができた。／ タブレット端末の増設および学習コンテンツの補充／ 旅行キャンセル料

## 12. 大学入試における「格差問題」に関する実態把握

問 34. 貴校生徒の大学入試において、大学側から不当に高等学校と異なる取扱いを受けたと認識された事例がございましたら、大学名や事例内容を具体的に全てご記入ください。(応募や手続きの煩雑さ等。また貴校の対応とその結果につきましても差し支えなければご記入ください。)

- 日本大学…2017 年当時、新設されたばかりの危機管理学部を AO で受けようとした際に、出願を拒否された事例があった。出願資格には「中等教育学校」とあるので文科省に高等専修学校が上記であることを確認、そのうえで同大学の芸術学部では以前出願したうえで合格も受けていた話をしたが、事務局からは「新設学部でもあるので、“高等学校の指導要録に準じた評定平均値”を基準とするので、数学や理科などが無い以上、今回の出願は受け付けられない」とのことであった。
- 文教大学…AO 入試の出願において、出願を受け付けられないと拒否された事例があった。(2017 年)
- 神奈川県立福祉大学…学校推薦型選抜試験で出願しようとした際に、高等専修学校であるため出願を受け付けられないと出願拒否される事例があった。(2021 年)
- 創価大学、国際教養学部への学校推薦型選抜、公募推薦入試への受験を本人が問い合わせたところ、拒否された。本校職員より説明をしたが、再度拒否をされた。しかし、その後学内で検討していただき、受験が可能となった。当該生徒は合格し、現在大学に在籍している。
- 本校は、クラーク記念国際高等学校と連携しているため、大学入試等は専修学校の卒業資格は使用していない(出願・入試等がスムーズにできるため)

- 本校は大学入学資格付与校ではありますが、大学入学試験に際しての提出書類である調査書について、本校の調査書を提出したところ、技能連携校の高等学校の調査書が必要であると言われ、受け付けてもらえない事例がありました。そのため本人に技能連携校の調査書を改めて取得させて提出させました。上級学校の募集要項には専修学校の調査書では受付不可等のことが詳しく書いておらず、大学ごとに確認の必要があるため、手間がかかってしまうことや、大学入学資格付与校について高等学校卒業との差を感じてしまうことがありました。
- 高等学校の調査書が必要と言われた上級学校＝愛知学院大学法学部の推薦入試(AO入試の際は本校調査書で受理された)、中部パティシエ専門学校、東海調理製菓専門学校
- 近年では特にありません。
- 一般入試では受験できるが一般推薦、OA入試で受験出来ない大学が多数ある。
- 特には御座いませんが、Web出願をはじめ、出身校を選択、又は出身校コードを選択、記入する際に、選択肢として学校名がなく、又学校コードもありませんので、悲しく感じます。
- 大学入試の出願において、本校の調査書では受け付けてもらえず、技能連携校(通信制高校)の調査書の提出を求められた。本校としては、やむを得ず要請に従った。以下、該当大学、専門学校。愛知学院大学、中部大学、名古屋経済大学、名古屋芸術大学、名古屋産業大学、名古屋商科大学、名古屋文理大学、日本福祉大学、人間環境大学、愛知中央美容専門学校、中部美容専門学校、トライデントコンピュータ専門学校(推薦)
- 大学ではないが、つくば歯科福祉専門学校を受験したところ、「高等学校卒業の資格でないと受験できない」といった内容を学校を通さず試験当日直接生徒に伝えられた。その後、技能連携を結んでいる高等学校へ連絡が行き、高等学校の方で調査書を出してもらった。合格はいただいたが、その後卒業証明書も高校のものを作成していただいた。
- 常葉大学 高校と同等の推薦入試認められず
- 創価大学の公募推薦入試募集要項に「文部科学大臣が高校の課程と同程度または相当する課程を有するもの」と明記されている(応募資格)にもかかわらず拒否され断念した。文部科学省の所轄に情報提供の上、再度要請したが拒否された。
- 県立工科短期大学へのAO入試受験申請が拒否され、一般入試で受験(本校男子生徒2名)
- 当校は高校卒業資格を有しているので、一条校と同じ。特に心配なことはない
- 推薦入試の受験の際、専修学校高等課程は対象外となっており、併修の高等学校通信制の調査書をもって受験となる(名古屋学芸大学、名古屋芸術大学)。また、大同大学は本校と併修先の高等学校の2通提出。本校では受験校の指示に従っている。
- 推薦入試を受けようとした際、専修学校の校名ではできないと言われ、提携をしている通信制の高校名で受験をした。この事例はほとんどの大学であった。
- 東京工芸大学への総合型選抜の出願資格について、高等専修学校の生徒には出願資格はないと言われた。学校から大学に問い合わせをし、他大学の現状も含めお伝えしたが、大学の規定となっているためという理由で出願を認めてもらえなかった。本校から文部科学省専修学校振興室長に本件を伝えご対応いただいたところ、大学側から出願を認めるとの回答を得た。無事、総合型選抜にて合格することができた。
- 数年前までは、大学の募集要項に「専修学校高等課程を卒業見込みの者」等の記載がない大学を生徒が希望した場合は、大学に電話して問い合わせ、大学入学資格付与校だと説明し、専修学校で出願できるように動いていたが、その中でも「できれば高校(連携高等学校)で出してほしい」と言われることもあった。推薦入試はダメだけど、一般とAO入試はOKという大学もあったと思う。どこの大学だったかは覚えていない。すでに改善されているかもしれない。そういった手間がかかるので、最近は募集要項の条件に、高校卒見込しか書いていなければ、連携高校側で出願してしまっている。
- 福岡大学工学部電子情報工学科への総合型選抜入試受験申請が受理されなかった事例があった。前述の

大学より、「124条校の高等課程に関して、無知ゆえ、募集要項とHPに、専修学校高等課程の出願資格の記載をしておらず、貴校様より来春入学分の入試受験を申請受理いたしますと他専修学校高等課程との不平等が生じる為、来春募集については申請受理を見送らせていただきます」との回答であった。相談の結果、「次年度より総合型選抜入試受験について、募集要項、HPへの専修学校高等課程の出願資格の記載をいたします」と対応いただくことになった。

- 望星高等学校との技能連携において解消されている。
- 本校の調査書では出願を受け付けてもらえず、併修校(愛知産業大学工業高等学校)の調査書を依頼された。大学:日本福祉大学(総合選抜型)、大同大学(総合選抜型、一般推薦)、愛知学院(推薦)、名古屋学院(総合選抜型)

### 13. 高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組み

問35. 高等専修学校の、地域における「社会的認知の向上」について、貴校の取り組み内容をご記入ください。また、取り組みの効果につきましても差し支えなければご記入ください。

- 受験対象者の中学校に行き、積極的に高等専修学校について教員等に説明を行った。
- 年1回の学校説明会(県内約80校中約40校出席)にて「未来をひらく高等専修学校」の冊子配布。県内中学校教職員向け、高等専修学校の認知度調査アンケート実施(予定)
- 部活動で地域のレンタルキッチンでレストラン営業
- 大専各で開催される高等専修学校PRのための研修会参加や、主に通信制課程高等学校のためのものではありませんが、民間主催の合同説明会に参加しています。合同説明会は通信制高等学校が主となるため、高等専修学校へ目的意識を持たれた方は少なく、それゆえに本校ブースにお座りいただいた方々へは新しい発見をしていただく機会になったと感じます。
- 市町村のイベント活動への参加(ボランティア形式やワークショップ形式など)
- 赤十字活動や慰問活動、ラジオ出演(月1回50分番組を生徒がもつ)
- 神奈川県公立中学校校長会との情報交換会・校長会中学校進路委員長との勉強会・高等専修学校展・高等専修学校進路説明会(中学教員対象)(毎年行っているが認知度はあまり上がらない。)
- 中学校、協会より、依頼のある説明会において、高等専修学校の説明を行った結果、興味を持つ生徒からのオープンスクール参加及び入学希望へとつながった
- 兵専各から、中学校長会、中学進路教員の会に出向き、高等専修の「よさ」をアナウンスしている
- 各地区のガイダンス等への積極的に参加することで、県内外の高等専修学校の認知度が高まり、受験者数の増となった。
- 小・中学校への専門分野の出前授業や職場体験の受け入れ
- 専門課程とともに、地域イベントへの参加、援助を行っております。又、毎年制作・配布している高等専修学校ガイドリーフレットにも協力させていただいております。
- 外部連携事業や企業連携を活発に行う、外部発信により認知の向上を図る
- 文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」実施委員会に参加し、神奈川県公立中学校長会から参加された校長先生方と意見交換させていただき、高等専修学校へのご理解を深めていただいた。
- 近所のカフェで学生作品の展示会、市場感謝祭への出店で学院のPRを行った。

- 本校に見学を訪れた中学生やその保護者に対し、詳しく説明したり、中学校や地域のコミュニケーションで学校紹介を行っている。
- 市の中学校教員対象のコンピュータ研修会を長年にわたり実施してきた。本校の強みである「コンピュータ教育に強い専門的な学校」をアピールすることができた。
- 中退者への学び直しを支援する市のチラシ作成や、町内会のごみ捨て防止に関するポスター作成においても本校生徒のデザインやキャッチコピーが採用され、貢献することができた。
- 大阪府専修学校各種学校連合会による、中学校での「職業体験講座」に本校教員を派遣することにより、中学校、進路指導担当者の高等専修学校への認識
- 校長会、各中学校へ出向いての説明 中高連絡会の充実 市との連携協定の締結 生徒の出身校への訪問説明(要望に応じて)
- 文部科学省委託事業「チーム高等専修」に参加したことで、オープンキャンパス参加者、受験者の増加につながった。また令和4年度は過去最高の人数となった
- 1)広報部員による中学校への訪問により説明の機会を設けている。2)中学校主催、進路研究部会等主催の説明会等で説明する機会をいただいている。3)HPで「未来をひらく高等専修学校(文部科学省)」を公開している。4)市の教育委員会、商工会議所、青年会議所等、地域との関係強化のため情報交換を行っている。5)ボランティア活動(子ども食堂)やコンテスト等に積極的に参加し、認知度の向上に努めている。
- 地域の中学校に出前授業や上級学校の説明会、中学校の上級学校訪問受け入れ等、コロナ禍のため、機会は少なくなっているものの、実施をしている。
- 区の中学校主催の合同説明会に積極的に参加し、「高等専修学校」の社会的認知に努めている。
- 毎年全国規模の大会に出場することで、認知度や入学して活躍したい声もあり定着してきた。一条校中心の活躍で、同分野校での差別化を図れる。①スイーツ甲子園(5年連続西日本予選出場、全国大会2回出場)②神戸メロンパンコンテスト③食育王選手権④うまいもん甲子園⑤グルメピック
- 毎年、県の専各連合会の主催する「高等専修学校展」「専修学校合同説明会」に参加することにより、制度の存在をアピールしている。
- 地元中学校主催の進路説明会に個別に参加することにより、自校のみならず高等専修学校制度全般の説明を行い、制度全体のアピールに努めている。
- 中学校へ出向し中学生及びその保護者に対して、専修学校についての説明や本校の説明をした。(令和3年度は62校の予定)中学生の上級学校訪問の受け入れた。(令和3年度は8校の予定)県内の高等専修学校の合同説明会に参加して中学生の生徒と保護者に本校の説明をした。県内の中学校の進路指導主事に対しての専修学校の合同説明会に参加して本校の説明をした。特に中学校へ出向し説明会をした際には、専修学校への関心を高めることができた。
- 東京都の専各協会で行き組んだ「チーム高等専修学校」の取り組み。(以下、本校独自の取り組み)・ホームページのリニューアル・SNSを活用した魅力発信・イベント、コンテストへの挑戦・本校主催で中学生対象としたところの作文コンクール(障害理解教育、共生社会等をテーマ)の開催し1都9県から110校、2,852編の応募があった。・東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校の認証されて行き組んだ。
- 本校では農業教育というコンテンツを生かし、地域的にも農業をされている方が多いこともあり、常に地域からは関心を持ってもらうことは勿論のこと、積極的に地域の行事人参加、または学校が主体となっていくことも多いので、地域社会からの認知は比較的高いと思われます。徐々にではありますが、その認知を生かし入学者も増加傾向にあります。
- 神奈川県専修学校各種学校協会で行き組んでいる出張授業を実施することで、認知度が徐々にではあるが向上している。
- 通信制高校とのダブルスクールを取り入れているため、地域においては高校として認知されている

- 中学校における専修学校制度説明会の実施拡大を要望し、年々実施校が増えている。
- 高等専修学校振興委員会に参加して、様々な活動に参加している。
- 高等専修学校振興委員会主催の中学校への上級学校派遣授業に参加している。
- 本校独自で、東京に隣接する中学校に上級学校派遣授業を行っている。
- 中学生が本校に来校して、上級学校説明を実施している。
- SNS 上で、専門教育の授業配信及び体験授業を行っている。

#### 1 4. 高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握

問 36. 高等専修学校への各種支援・補助制度において、同じ後期中等教育機関である私立高等学校と比較して、格差を感じている点がありましたら、具体的にご記入ください。また、貴校として格差解消のために運動された実績がございましたらお取り組みもご記入ください。

- 特になし
- スクールカウンセラーの導入、実施に対しての補助がない
- 一条校にある経常費補助制度がない
- GIGA スクール構想に基づく ICT 機器導入に対しての補助がない
- 各種支援金、補助制度については、格差は特になし
- 児童福祉法第 6 条関係の「放課後等デイサービス事業」の対象が幼稚園・大学を除く 1 条校となっており、高校生年齢でありながら、障害のある高等専修学校の生徒が利用できない。
- 私立高校への運営費補助は高等専修学校の約 3 倍
- 群馬県は、公立高校の志向がとて強いため、中学生や保護者は、第一志望を公立高校、第二志望を私立高校とするため、高等専修学校は、最後の選択になるケースが多い
- かなり改善されたが補助額が少ない
- 大専各を通じ格差のない状況を作っていると感じています。
- 教育振興費補助の額には差があるように思います。
- 大阪府授業料減免補助制度推進校
- 国の助成金や補助金の補助率が高等学校より低く設定されている点。
- 高校生と高等専修生は同等であるべき点を主軸に県議会一般質問に挙げてもらい、行政全体で検討をしていただいたこと。
- 文部科学省では高等専修学校は高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関として、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行っている」と明記しています。経済的な条件も一条校と同じにしてもらいたい。
- 障害を持つ生徒への加算支給や補助金制度
- スクールカウンセラー設置に関する費用補助
- 一条校との補助金の違いは大きい。
- 授業料・設備費の減免制度や、校舎施設改修等の補助金制度において格差を感じる。
- 生徒一人あたりの経常費補助額が私立高等学校と比較すると非常に少ない額で落ちていたが、昨年度からその額がさらに減少し始めた。
- スクールカウンセラーが常駐しているが、それに対しての補助がない。特別支援が必要な生徒に対しての支援がもっと必要だと感じる。
- 県運営費補助金の額

- 各大学等へは推薦入試を高校と同様に行ってもらえるよう交渉を進めている
- 担当課への要望 県知事とのティーミーティングへの参加→快諾いただいたがコロナ禍のため未実施
- 高等学校の運営補助金が山口県では4分の1にもなっていない
- スクールカウンセラーや養護教諭の配置等
- 補助金が私立高校の7分の1である。
- 経常費補助金が一条校と比べ1/3にとどまっており、健全な学校運営に支障をきたしている
- 当県では授業軽減補助金制度が比較的充実しており、国の就学支援金との併用によって、授業料本体の補助は私立高等学校と比較しても遜色なくなってきたが、入学納付金の補助に関しては、同一基準世帯でまだ高等学校の1/2程度であり格差を感じている。
- 愛知県からの「経常費補助金」が私立高等学校と高等専修学校とは2.4倍の差がある。愛知県専修学校協会を通じ、格差改善の要望をしている。入学納入金の補助金も2倍の差がある。
- 教育振興費補助(高等課程)を私立高等学校経常費補助と同額に、特別支援教育事業補助を特別支援学校高等部と同額になど、東専各協会として東京都に予算要望をしていただいています。
- 中学校教員の認知度が低い 現在は特に運動はしていない
- 入学金の補助金が私立高等学校と比較すると大きく、格差を感じる。
- 地元の県議員さんへの陳情
- 県が行う授業料減免制度において、私立学校では減免基準額が学則に定める授業料であるが、高等専修学校においては、上限金額(令和3年度 28,000円)が定められている。
- 経常費補助金の拡大を毎年行政に要望し、少しずつではあるが増大している。まだ格差は依然と大きい。1人当たりの補助金格差は私学とは2.5倍に広がっている。
- 「公益社団法人東京都専修学校各種学校協会」が毎年東京都に対して行う予算要望関連資料内の補助対象科目対比表において、私立高校経常費補助対象科目と比較して、スクールカウンセラーの設置や安全対応能力向上の取り組みなどでの格差がある。

## 令和３年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」分析と考察

### 『仕事に活かせる資格を取得できる！』高等専修学校としての見地

大竹高等専修学校

校長 大竹 嘉明

(実施委員会・調査研究分科会委員)

本調査は、全国の会員校を対象に実施した高等専修学校の実態を把握するためのアンケート調査であり、項目それぞれが高等専修学校の実態を把握するための基礎データとなる。

当考察は、文部科学省出版の「未来をひらく高等専修学校」より、高等専修学校４つの特色の一つである『仕事に活かせる資格を取得できる』高等専修学校の見地より考察するものである。

『仕事に活かせる資格を取得できる』分野の高等専修学校の特長としては、「職業教育を重視」していることがまず挙げられる。普通科目はもちろん、専門科目を中心に実習・実技の授業を豊富に設け、将来の仕事に結びつく「実践重視のカリキュラム」を展開。各種認定資格のみならず、３年間で自動車整備士（３級）や調理師、美容師などの国家資格が取得できる学校もある。自分の希望や適性に合った専門知識・技術を習得した生徒達は、それぞれに就職や進学の夢を実現している。また、職業に必要な能力を身に付けた生徒達の就職状況は極めて良好で、様々な企業・機関で、新人ながら即戦力として活躍している（参考「未来をひらく高等専修学校」Ⅰ章 P02 より）

１．は、就学支援金状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒に関する項目である。この項目は、高等専修学校に在籍する生徒の家庭の特性や経済的状況、また生徒自身の特性を把握することを目的としている。

問５は中学校時代に不登校であった生徒、高等学校中退もしくは既卒の生徒、外国人の生徒の割合を把握するための設問である。中学校時代に不登校であった生徒の割合は、およそ２割ほどであるが、中学校の先生から「環境さえ変われば、通学できる」と確証がある生徒も多く、実際に高等専修学校に入学後に、無遅刻無欠席で卒業・国家資格を得て社会で活躍する生徒達も多い。こうしたことから、学びたいことが学べ、周囲に同じ目標を追う環境がある高等専修学校を進路として選択することで後期中等教育のセーフティネットとなっていることが伺える。

問７は高等専修学校の卒業者の状況に関する調査である。調理師や美容師等を養成する高等専修学校の場合は、やはり企業就労者が多い。但し、在学中に国家資格を得る為の勉強を通して、自らに自信を持つようになったことから、次のステップとして他資格を得る等の為に進学を希望する生徒も多くいる。各高等専修学校は、そうした生徒達を全面的に応援していることから、同分野の専門学校に比較すると、進学者数も多いと言えるだろう。

２．は、高等専修学校の不登校生徒の現状についての調査である。

問８は高等専修学校の不登校生徒の状況についての調査である。『仕事に活かせる資格を取得できる』高等専修学校においては、中学校在学時に不登校（年度間３０日以上欠席者）だった生徒は少ないが、０ではなく、一定数の生徒は各校に在籍をしている現状がある。但し、国家資格を取得する上で学校への出席は必須であることから、自ら生活習慣の改善等を通して、高等専修学校入学以降は、皆勤で通学している生徒も多くいる。「環境が変わること」また「自身が学びたいと思うことを学ぶこと」が重要であることが伺える。

4. は、カウンセリング研修及びカウンセラーの配置等についての調査である。

問11から問14の設問に対して、「教員研修を行っていない」「カウンセラーを配置していない」「外部カウンセラーと連携していない」が過半数を占めている。しかしながら、上記2. の調査により高等専修学校には不登校を経験していた在校生が一定数いることから、スクールカウンセラーの研修や配置、またそれに伴う行政からの支援が必要であると感じている。

8. 9. 10. は、自己評価、教育活動情報及び学校関係者評価の公開についての調査である。

自己評価、教育活動情報及び学校関係者評価の公開いずれにおいても、実施できない理由として、「要員が確保できない」「適当な学校関係者が確保できない」が多くを占める。高等専修学校においては小規模の学校が多く、人的問題を解決することは困難が予想されるが、各情報公開の実施に向かって各校で一層改善を図っていききたい。

12. は、大学入試における「格差問題」に関する実態把握についての調査である。

各高等専修学校が記載した事例から、格差問題が実在することは明白である。本校も、大学からの差別または認知不足を多く経験している。大学に直接赴いて説明をしても、こちらの思い・要望を聞いて頂けることは非常に稀である。受験をして不合格になるのであれば諦めがつくが、受験の機会すら与えてもらえないということが今も頻繁にある。生徒・保護者から、高等専修学校を選んだ自らの選択を悔やむ旨の発言もあり、学校として非常に無力感を感じたことも過去にあった。生徒や保護者への心的な苦痛が大きい、この格差問題は早急に是正が望まれる問題であると感じている。

13. 14. は、高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組みについて、高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握についての調査である。

高等専修学校は校数も少なく、小規模校が大半である。その為か、中学生、保護者及び中学校の先生等からの認知は乏しく、各校が非常に苦慮している部分である。通っている生徒に高等学校との違いはなく、それぞれが自信を持って学業や部活動に励んでいるが、その実態はほとんど知られていないと言える。生徒が進路活動を行う際にも、企業や上級学校から正しく認識されないことも多く、生徒が深く傷ついたことも過去にある。各校が努力をして認知向上のための活動をしていることがアンケートからも伺える。現在通学している生徒達や卒業生のことを考えると、こうした活動への後押しが必要ではないだろうか。また、各支援・補助においても、高等学校との格差は依然大きく、改善が望まれる。

## 『不登校経験者の自立を支える！』高等専修学校としての見地

細谷高等専修学校  
事務長 細谷 祥之  
(実施委員会・調査研究分科会委員)

「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」について、令和元年度から新たに加わった設問である問8～問9「不登校生徒の現状について」に焦点を当てて考察させていただきます。

また、それに加えて今年度から新たに加わった設問である以下の

問34. 大学入試における「格差問題」に関する実態把握

問35. 高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組み

問36. 高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握  
についても考察を進めさせていただきます。

今回の調査結果では、約2割強の生徒が高等専修学校入学時に不登校の経験者であり、こちらの数値は本調査開始以降3年連続して2割以上という高い値で推移しています。

参考に、「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（令和3年10月13日（水） 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）」によると、

小学校よりも不登校生徒の割合が高い中学校では、平成25年度から令和2年度まで8年連続で不登校生徒数が増え続けていますが、一番高い数値の令和2年度でも全体の4.09%で、それと比較しても、その一番高い数値の5倍以上の割合で不登校生徒が例年高等専修学校へ入学している計算になります。

さらに注目すべきは、不登校生徒が高等専修学校に入学した後の不登校改善数です。不登校が改善した生徒数及び不登校が改善傾向にある生徒数を合計すると、85.0%もの高い数値となっています。

これらのデータから、高等専修学校4つの特徴のひとつである「不登校経験者の自立を支える！」という部分については、高等専修学校が如何に不登校生徒の貴重な受け皿として機能しているか、そして入学したそれらの生徒達が毎日登校できるようしっかりと教育し続けているか、という事実が読み取れます。

一方、そのように高等専修学校できちんと登校できるようになった生徒にとって、社会におけるいくつかの問題が少なからず存在し続けています。それが今年度から新たに加わった問34. 問35. 問36. です。

問34. については、高等専修学校で毎日登校できるようになった生徒が、高等専修学校卒業後に進学を希望する際、大学側から不当に高等学校と異なる取り扱いを受けた事例が数多くあるということです。

大学入学資格については、学校教育法施行規則に於いて「指定された専修学校の高等課程（文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧）を修了した者（施行規則第150条第3号）」と定められております。しかし、現実問題として本調査の3割近い学校が「出願を受け付けてもらえない」といった不当な取り扱いを受けた経験があるという実態が読み取れます。そちらについての原因は、当時の入試担当者がたまたま知らなかったという事にとどまらず、現在も含め多くの入試担当者やそれらに携わる方々が知らないという事であり、そのような問題を今後どのように解決していけるかという事が重要です。さらに、同じ問題は中学校の進路指導の先生にも大きく関係しています。それは、中学校の進路指導の先生も同様に、前述した大学入学資格について知らない先生が非常に多く、それにより高等専修学校に進学するのが適している生徒がいても、高等専修学校をその生徒や保護者に適切に紹介する事が出来ない状況が続いている事です。

問35. 高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組みについての回答の通り、各学校で出来る限りの対応を続けている事は事実ですが、個々の学校で対応していける範囲には大きな限界がある為、根本的な問題解決に向け、大学の入試担当者や中学校の進路指導の先生等、それに携わる方々に、最低限「大学入学資格」については周知されることが望まれます。そのための方策のひとつとして例えば教職課程にそのような内容をしっかりと盛り込む等の根本的な解決へ向けての策が必要と考えます。

最後に、問36. 高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握については、本調査でもたくさんのご意見をいただきました。中でも特に多かった回答として「補助金の格差問題」が目立っていたと感じます。格差問題へのご意見をいただいた37校の内、半数近い17校からのご意見が「補助金が私立高等学校と比較して非常に少ない」という類の内容で、スクールカウンセラーに対する

補助金等まで含めるとさらに多くの学校から補助金に対する意見が出されています。前述した通り、不登校経験者が毎日登校できるようになるために、個別指導、個別対応を含め各校で非常に多くの労力（人件費）をかけている実情は読み取れますが、それに対する県からの補助金額については、都道府県により大きなばらつきがあります。例えば、比較的一斉指導が可能な生徒が多い私立高校と比較しても、個別対応が必要な生徒が多い高等専修学校の方が明らかに低い額に設定されている都道府県が多く、それらに対して格差問題を感じている学校が多いのは当然のことです。生徒や保護者の立場からしてもそれは同じであります。高等専修学校が自分に最適な学校であるという事で高等専修学校へ入学した15歳の生徒が、私立高校等と比較した補助金の格差問題が原因で、本来受けられるはずのよりよい教育を受けられにくい状況にあるという問題が一刻も早く解消されるよう、早急な改善が必要であると考えます。

不登校生徒の自立を支える学校への適切な額の補助と、それを有効に活用した高等専修学校の実力が両方揃って、今後さらに増え続けていくことが予測される多様な生徒に対応していくよりよい教育が発展し続ける土台が初めて固められていくのではないかと考えます。

## 【アンケート調査票】

### 令和3年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査

都道府県名（ ） 貴校名（ ）  
 分野（工業・農業・医療・衛生・教育・社会福祉・商業実務・服飾・家政・文化・教養）（複数選択可）  
 記載者ご芳名：役職：E-mail（ ）：

※生徒数については、全て令和3年5月1日現在の状況でご回答ください。

#### 1. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

|                                  |                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------|
| ① 年収 590 万円未満程度                  | 年額 396,000（月額：9,900 円＋加算額 23,100 円＝33,000 円） |
| ② 私立高等学校等奨学給付金<br>（年収 270 万未満程度） | 年額 52,600 円～138,000 円程度：各都道府県により制度の詳細は異なる    |
| ③ 家計急変世帯等                        | その他、倒産、失職などによる家計急変世帯                         |

| 区分 | ①年収 590 万円未満程度 | ②私立高等学校等奨学給付金<br>（年収 270 万未満程度） | ③家計急変世帯等 |
|----|----------------|---------------------------------|----------|
| 人数 | 人              | 人                               | 人        |

問2. 貴校の都道府県における独自の授業料減免補助制度について、お答えください。年額で最大（生活保護世帯など）いくら減免（軽減）されていますか。

|          |     |                     |
|----------|-----|---------------------|
| 最大<br>額） | 円（年 | 都道府県独自の授業料減免（軽減）はない |
|----------|-----|---------------------|

問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

|               |   |           |   |
|---------------|---|-----------|---|
| 母子・父子の一人親の生徒数 | 人 | 両親のいない生徒数 | 人 |
|---------------|---|-----------|---|

問4. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上欠席のあること。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

※外国人生徒・・・「外国人」とは、日本の国籍を持たない者。日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とする。

|     | 生徒数 | 不登校生徒数 | 高校中退・既卒生徒数 | 外国人生徒数 |
|-----|-----|--------|------------|--------|
| 全学年 | 人   | 人      | 人          | 人      |

問 6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

※「発達障がい」とは・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが、発達障がいではないかと疑われ、何らかの支援（教育上の配慮等）が必要と思われる生徒。

※身体障がいのある生徒・・・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、病弱・虚弱、重複の「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

| 学校全体の生徒数  |              |                                            |              |
|-----------|--------------|--------------------------------------------|--------------|
| 全学年生徒数    | 発達障がいのある生徒数  | 発達障がいではないかと疑われ、何らかの支援（教育上の配慮等）が必要と思われる生徒数  | 身体障がいのある生徒数  |
| 人         | 人            | 人                                          | 人            |
| 令和３年度入学者数 |              |                                            |              |
| 入学者数      | 発達障がいのある入学者数 | 発達障がいではないかと疑われ、何らかの支援（教育上の配慮等）が必要と思われる入学者数 | 身体障がいのある入学者数 |
| 人         | 人            | 人                                          | 人            |

問 7. 貴校の令和２年度における卒業者の状況についてお答えください。

※大学等進学者・・・大学の学部・通信教育部・別科、短期大学への進学者。また、進学しかつ就職した者を含む。

※その他進学者・・・専修学校一般課程、各種学校、公共職業能力開発施設へ入学した者。

※就職者・・・正規の職員等でない者、一時的な仕事に就いた者を含む。ただし、A-Cの進学者は除く。

| 令和２年度<br>卒業者数計         |   | 進学者                  |                       |                      | 就職者             |                 |                               | G<br>左記以外<br>の数 |
|------------------------|---|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|
|                        |   | A<br>大学等<br>進学者<br>数 | B<br>専門学<br>校進学<br>者数 | C<br>その他<br>進学者<br>数 | D<br>企業就<br>労者数 | E<br>福祉就<br>労者数 | F<br>内同一<br>都道府<br>県内就<br>職者数 |                 |
| 全体数                    | 人 | 人                    | 人                     | 人                    | 人               | 人               | 人                             | 人               |
| 全体数の内<br>障がいのある生徒<br>数 | 人 | 人                    | 人                     | 人                    | 人               |                 | 人                             | 人               |

## 2. 不登校生徒の現状について

問 8. 不登校生徒の状況について、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上欠席のあること。

※不登校の改善・・・年間30日以上欠席が解消された場合を改善とする。

※不登校が改善傾向にある生徒・・・入学時に不登校であった生徒が、年間30日以内では無いが、改善されつつある生徒。

| 学校全体の生徒数の内          |                 |    |                            |                        |                     |
|---------------------|-----------------|----|----------------------------|------------------------|---------------------|
| 入学時に不登校<br>の<br>生徒数 | 不登校が改善した<br>生徒数 |    | 不登校が<br>改善傾向にあ<br>る<br>生徒数 | 不登校が改善<br>していない<br>生徒数 | 不登校で<br>退学した<br>生徒数 |
|                     |                 |    |                            |                        |                     |
|                     |                 |    |                            |                        |                     |
| 人                   | 人               |    | 人                          | 人                      | 人                   |
|                     | 皆勤              | 精勤 |                            |                        |                     |
|                     | 人               | 人  |                            |                        |                     |

問 9. 不登校生徒に対する具体的な改善策をご記入ください。

(具体的な改善策：

)

## 3. インクルーシブ教育について

問 10. インクルーシブ教育への取り組みについて貴校が行っている内容を選択してください。

※インクルーシブ教育・・・障がい者に必要とされる合理的配慮のもと、障がい者が健常者と共に通常の学級で学ぶこと。

※合理的配慮・・・障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

ア. 少人数クラスの編成

イ. 個別指導の充実

ウ. 生徒同士と一緒に学べる仕組みづくり

エ. 座席の配置や教室の掲示の工夫など、学習環境への配慮

オ. 補助教員の導入

カ. SNSやICTを利用した教育支援システムの導入

キ. その他（

)

ク. 特に取り組んでいない

## 4. カウンセリング研修及びカウンセラーの配置等について

問 11. カウンセリングに関する教員研修を行っていますか。

ア. 行っている

イ. 行っていない

問 12. カウンセラーを配置していますか。

※「配置」とは、カウンセラーが学校にフルタイムで常駐している状態を指す。

ア. 配置している

イ. 配置していない

問 13 外部カウンセラーと連携していますか。

※「外部カウンセラーと連携」とは、外部カウンセラーが学校に定期的に訪問しカウンセリングの機会を提供することを指す。

- ア. 連携している
- イ. 連携していない

↓

◎『連携している』場合

- ・誰と連携していますか : 臨床心理士 ・ 公認心理師 ・ キャリアカウンセラー（キャリアコンサルタント含む） ・ 医療機関 ・ その他（ ）
- ・カウンセリングの頻度は : 月1回 ・ 週1回 ・ その他（ ）
- ・カウンセリングの回数は : 足りている ・ 不足している

問 14. カウンセラーを配置するための補助金等がありますか。

- ア. カウンセラーを配置する補助金等がある
- イ. 補助金等はない

（補助金等の実態について具体的に :

）

#### 5. 行政や地域との連携について

問 15. 中学校校長会や進路指導研究会と連携していますか（複数回答可）。

- ア. 都道府県専各協会と校長会等とが連携している
- イ. 市及び地域の校長会または、進路指導研究会と連携している
- ウ. 学校として個別に連携している
- エ. 連携していない

（具体的な連携事例 :

）

問 16. 教育委員会や行政と連携していますか（複数回答可）。

- ア. 都道府県専各協会と教育委員会等とが連携している
- イ. 市及び地域の教育委員会と連携している
- ウ. 学校として個別に連携している
- エ. 連携していない

（具体的な連携事例 :

）

問 17. 地域コミュニティと連携していますか。

- ア. 地域コミュニティと連携している
- イ. 地域コミュニティと連携していない

（具体的な連携事例 :

）

（連携することによる教育効果、エピソードについて、具体的に :

）

## 6. 学びのセーフティネット機能の充実強化について

問 18. 高等専修学校卒業予定者の求人確保に取り組んでいますか。

- ア. 取り組んでいる
- イ. 取組んでいない

(取り組んでいる具体例 :

)

問 19. 卒業生の再就職支援に関して、卒業生の追跡調査を行っていますか。

- ア. 行っている
- イ. 行っていない

(再就職支援の具体例 :

)

## 7. 教員の働き方改革について

問 20. 教員の働き方改革について、増加する「教員の負担」の軽減に取り組んでいますか。

- ア. 取り組んでいる
- イ. 取組んでいない

(取り組んでいる具体例 :

)

## 8. 自己評価

問 21. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）。

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）
- イ. 実施しているが、公表していない
- ウ. 実施していない
- エ. その他（具体的に

)

(※問 22 に関しては、問 21 でアを選択した場合のみ回答してください。)

問 22. 公表されている方法を教えてください（複数選択可）。

- ア. WEB サイト等により提供している
- イ. 入学案内・説明会において提供している
- ウ. 求めに応じて提供している

(※問 23、24 に関しては問 21 でア、イを選択した場合のみ回答してください。)

問 23. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）。

- ア. 大いに役立った
- イ. ある程度役立った
- ウ. あまり役に立たなかった
- エ. まったく役に立たなかった
- オ. 現状では判断できない（どちらともいえない）

問 24. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）。

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった
- イ. 改善点が明確になった
- ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された

- エ. 教職員の改善への意識が喚起された
- オ. 生徒・保護者の意識が把握できた
- カ. 保護者との連携が促進された
- キ. 地域との連携が促進された
- ク. 生徒の学力の向上につながった
- ケ. 生徒の意識が変化した
- コ. その他（具体的に

（※問 25 に関しては、問 21 でウを選んだ場合のみお答えください。）

問 25. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）。

- ア. 実施方法が分からない
- イ. 要員が確保できない
- ウ. 時間がない
- エ. 必要性を感じない
- オ. その他（具体的に

## 9. 教育活動情報の公開

問 26. 文部科学省で公表されている「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

|                        |                       |                 |
|------------------------|-----------------------|-----------------|
| A. W e b サイト等により提供している | B. 入学案内・説明会において提供している | C. 求めに応じて提供している |
|------------------------|-----------------------|-----------------|

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください（複数選択可）。

| 項 目                                                  | A | B | C |
|------------------------------------------------------|---|---|---|
| ①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）                        |   |   |   |
| ②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）                          |   |   |   |
| ③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）  |   |   |   |
| ④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）                               |   |   |   |
| ⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）                   |   |   |   |
| ⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など） |   |   |   |
| ⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）                                 |   |   |   |
| ⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など） |   |   |   |
| ⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）                                |   |   |   |
| ⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）                        |   |   |   |
| ⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）                         |   |   |   |

## 10. 学校関係者評価

問 27. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）。

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）
- イ. 実施しているが、公表していない
- ウ. 実施していない
- エ. その他（具体的に

）

（※問 27 でア、イを選択した場合のみ回答してください。）

問 28. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください（複数選択かつ人数を記入）。

|  |                         |  |                 |  |                     |
|--|-------------------------|--|-----------------|--|---------------------|
|  | ア. PTA 等の役員             |  | イ. 地域住民（保護者を除く） |  | ウ. 関係団体・機関の構成員      |
|  | エ. 保護者<br>（PTA 等の役員を除く） |  | オ. 学識経験者        |  | カ. 他の高等専修学校の<br>教職員 |
|  | キ. 中学校の教職員              |  | ク. 高等学校の教職員     |  | ケ. 地域企業、関連企業        |
|  | コ. その他：具体的に             |  |                 |  |                     |

（※問 27 でウを選んだ場合に回答してください。）

問 29. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）。

- ア. 実施方法が分からない
- イ. 要員が確保できない
- ウ. 時間がない
- エ. 適当な学校関係者が確保できない
- オ. 必要性を感じない
- カ. その他（具体的に

）

## 11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

問 30. コロナ時の学校対応について、学校として特に困った点を記載して下さい。

問 31. コロナ対応において、行政等の支援策についてお答え下さい。

- ア. 一条校と同等に扱われた
- イ. 一条校との格差が少なかった
- ウ. 一条校との格差が大きくなった
- エ. その他・特記事項（

）

問 32. 生徒ひとりひとりにパソコンやタブレット等の情報端末が整備されていますか。

- ア. 整備されている
- イ. 整備されていない

問 33. 国や自治体のコロナ対策関連の補助制度を活用して導入できた事柄等を、具体的にご記入ください。

※各自治体へのアプローチ方法や申請要綱等がございましたら、添付をお願い致します。

## 12. 大学入試における「格差問題」に関する実態把握について

問 34. 大学入学資格付与校は、大学入試において高等学校と同等の取扱いを受けることとされています。貴校生徒の大学入試において、応募や手続きの煩雑さ等、高等学校と異なる取扱いを受けたと認識された事例がございましたら、大学名や事例内容を具体的に全てご記入ください。また貴校の対応とその結果につきましても差し支えなければご記入ください。

【記載例（全国高等専修学校協会会員校より過去調査した実際の事例です）】

- ・北関東信越ブロック会員校生徒の愛知淑徳大学想像表現学部へのＡＯ入試受験申請（ウェブエントリー）が拒否された事例において、文部科学省の所轄に情報提供の上、次年度以降の応募要項の適正化を全国高等専修学校協会と共に要請した。

### 13. 高等専修学校の「社会的認知の向上」への取り組みについて

問 35. 高等専修学校の地域における「社会的認知の向上」について、貴校の取り組み内容をご記入ください。また、取り組みの効果につきましても差し支えなければご記入ください。

【記載例（全国高等専修学校協会会員校より過去調査した実際の事例です）】

- ・中国ブロック会員校が文部科学省委託事業「チーム高等専修」に参加し、地域の中学校への高等専修学校制度説明会を開催したところ、進路指導担当者における高等専修学校制度の認知が高まり、結果的に取り組み校への問い合わせと受験者数が大幅に増加した。

### 14. 高等学校（私立学校）との「格差問題」の解消へ向けての実態把握について

問 36. 高等専修学校への各種支援・補助制度において、同じ後期中等教育機関である私立高等学校と比較して、格差を感じている点がありましたら、具体的にご記入ください。また、貴校として格差解消のために運動された実績がございましたらお取り組みもご記入ください。

【記載例】

- ・「公益社団法人東京都専修学校各種学校協会」が毎年東京都に対して行う予算要望関連資料内の補助対象科目対比表において、私立高校経常費補助対象科目と比較し、スクールカウンセラーの設置や安全対応能力向上の取り組みなどでの格差がある。

---

ご協力ありがとうございました。締め切りは 令和3年 12月 28日（火）です。

アンケート用紙は、下記のメールまたはFAXにて期日までに必ずご返信ください。

【お問い合わせ先】大岡学園高等専修学校 事業事務局 担当：井上 （Tel：0796－22－3786）

e-mail：jimkyoku@oooka.ac.jp

FAX：0796－24－2282

# 【参考資料 1】

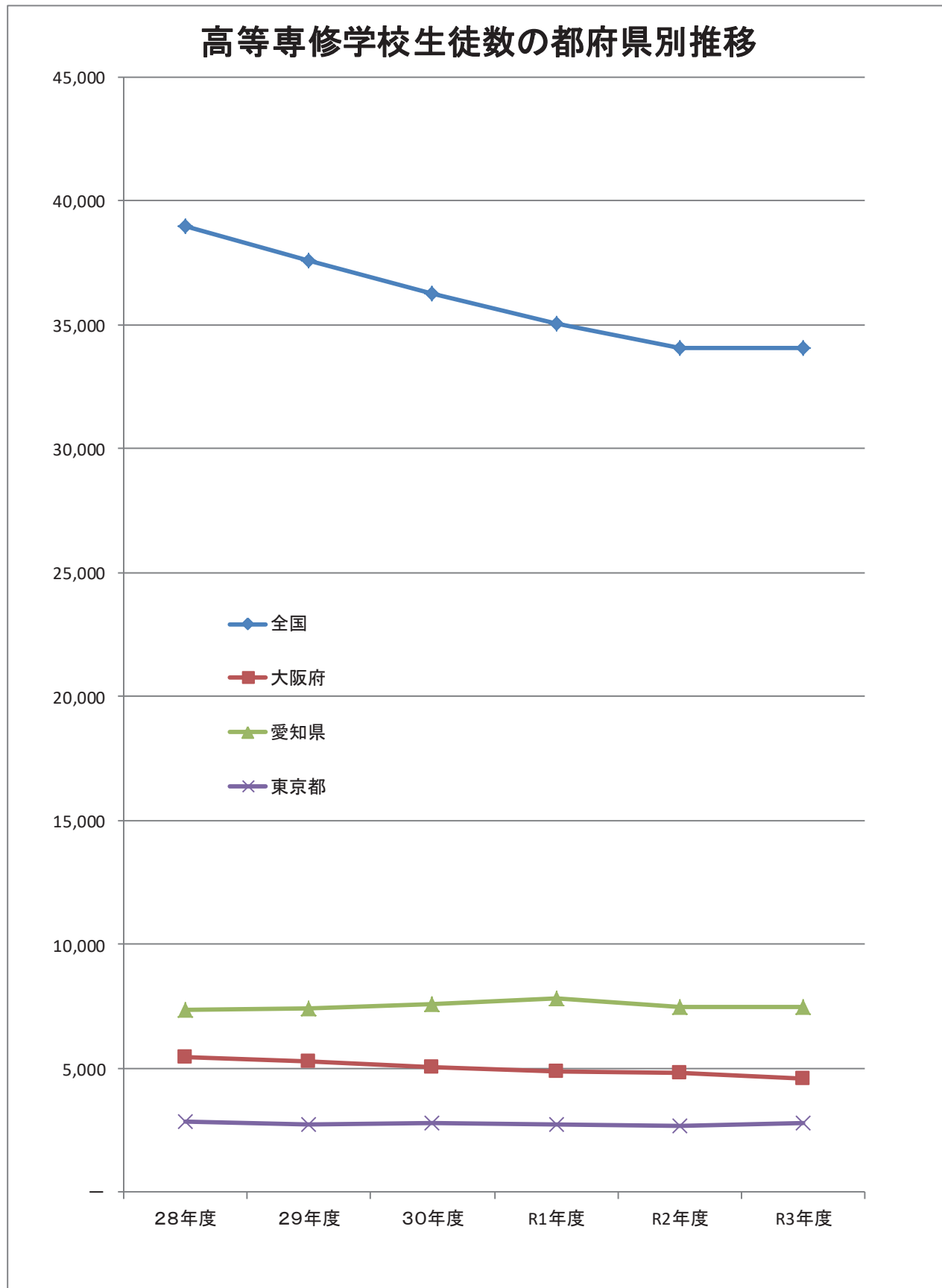
令和3年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査  
自己評価を（公表するしないに関わらず）実施している学校

| No | 都道府県名 | 回答校数 | 実施校数 | 割合(%) |
|----|-------|------|------|-------|
| 01 | 北海道   | 2    | 2    | 100%  |
| 02 | 青森県   |      |      |       |
| 03 | 岩手県   | 1    | 1    | 100%  |
| 04 | 宮城県   |      |      |       |
| 05 | 秋田県   |      |      |       |
| 06 | 山形県   |      |      |       |
| 07 | 福島県   | 3    | 3    | 100%  |
| 08 | 茨城県   | 1    | 1    | 100%  |
| 09 | 栃木県   |      |      |       |
| 10 | 群馬県   | 2    | 2    | 100%  |
| 11 | 埼玉県   | 1    | 1    | 100%  |
| 12 | 千葉県   | 1    | 1    | 100%  |
| 13 | 東京都   | 12   | 10   | 83%   |
| 14 | 神奈川県  | 5    | 5    | 100%  |
| 15 | 新潟県   |      |      |       |
| 16 | 富山県   |      |      |       |
| 17 | 石川県   |      |      |       |
| 18 | 福井県   | 1    | 1    | 100%  |
| 19 | 山梨県   |      |      |       |
| 20 | 長野県   | 1    | 1    | 100%  |
| 21 | 岐阜県   | 2    | 2    | 100%  |
| 22 | 静岡県   | 4    | 4    | 100%  |
| 23 | 愛知県   | 20   | 18   | 90%   |
| 24 | 三重県   |      |      |       |
| 25 | 滋賀県   | 0    |      |       |
| 26 | 京都府   | 1    | 1    | 100%  |
| 27 | 大阪府   | 6    | 6    | 100%  |
| 28 | 兵庫県   | 9    | 7    | 78%   |
| 29 | 奈良県   | 1    | 1    | 100%  |
| 30 | 和歌山県  |      |      |       |
| 31 | 鳥取県   | 2    | 2    | 100%  |
| 32 | 島根県   |      |      |       |
| 33 | 岡山県   | 1    | 1    | 100%  |
| 34 | 広島県   | 1    | 1    | 100%  |
| 35 | 山口県   | 1    | 1    | 100%  |
| 36 | 徳島県   | 1    | 1    | 100%  |
| 37 | 香川県   |      |      |       |
| 38 | 愛媛県   |      |      |       |
| 39 | 高知県   |      |      |       |
| 40 | 福岡県   |      |      |       |
| 41 | 佐賀県   | 1    | 1    | 100%  |
| 42 | 長崎県   |      |      |       |
| 43 | 熊本県   | 2    | 2    | 100%  |
| 44 | 大分県   |      |      |       |
| 45 | 宮崎県   |      |      |       |
| 46 | 鹿児島県  | 2    | 2    | 100%  |
| 47 | 沖縄県   | 1    | 1    | 100%  |
|    | 合計    | 85   | 79   | 93%   |

## 【参考資料 2】

### 高等専修学校生徒数の都道府県別推移

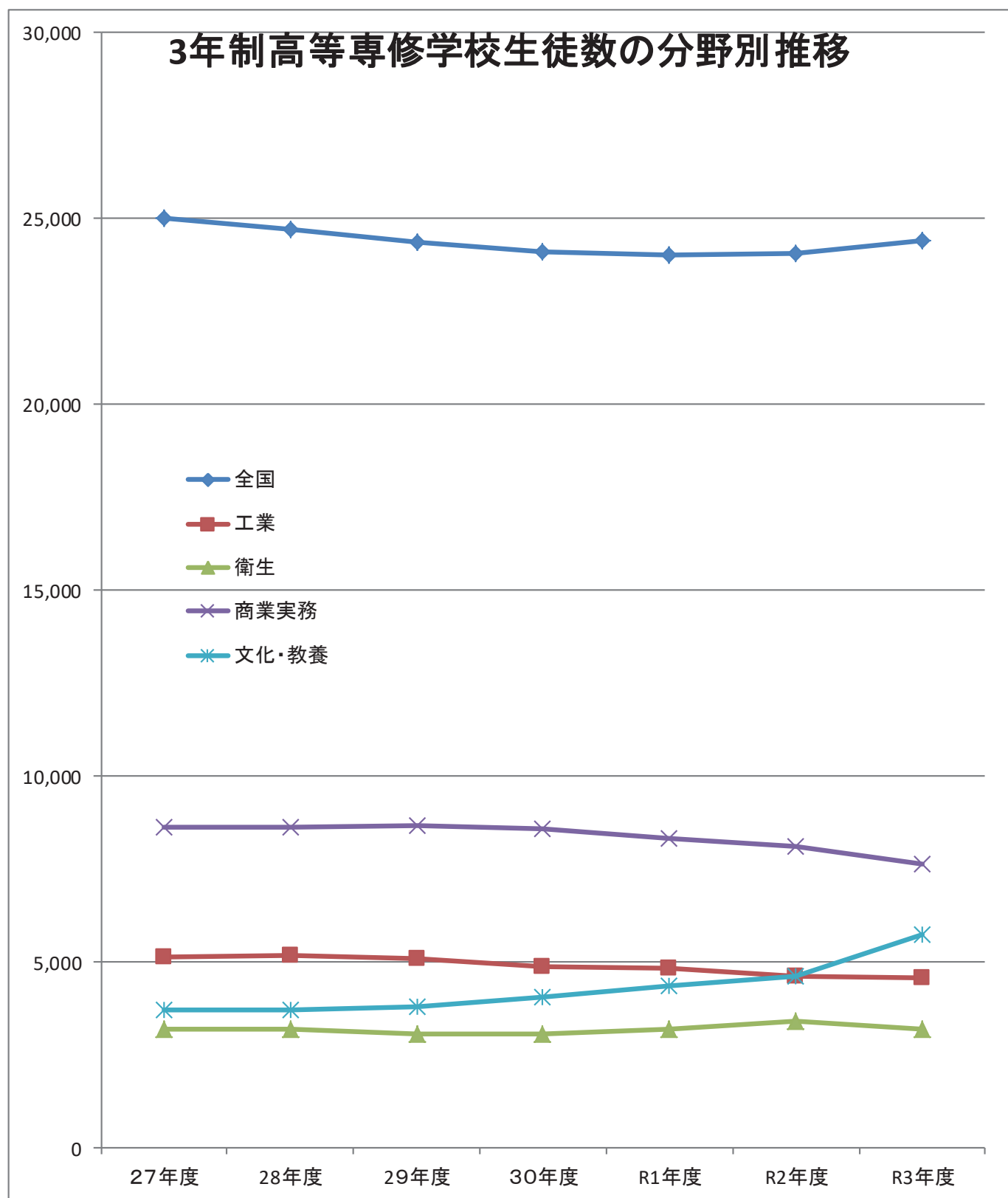
|     | 28年度   | 29年度   | 30年度   | R1年度   | R2年度   | R3年度   | R3-28増減 | 増減率    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 全国  | 38,962 | 37,585 | 36,278 | 35,071 | 34,075 | 34,077 | -4,885  | -14.3% |
| 大阪府 | 5,451  | 5,291  | 5,074  | 4,856  | 4,807  | 4,592  | -859    | -18.7% |
| 愛知県 | 7,345  | 7,393  | 7,586  | 7,839  | 7,495  | 7,452  | 107     | 1.4%   |
| 東京都 | 2,849  | 2,743  | 2,819  | 2,728  | 2,701  | 2,771  | -78     | -2.8%  |



# 【参考資料3】

## 3年制高等専修学校生徒数の分野別推移

|       | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   | R1年度   | R2年度   | R3年度   | R3-28増減 | 増減率    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 全国    | 24,993 | 24,729 | 24,367 | 24,092 | 24,025 | 24,063 | 24,422 | -307    | -1.3%  |
| 工業    | 5,116  | 5,172  | 5,074  | 4,872  | 4,847  | 4,634  | 4,573  | -599    | -13.1% |
| 衛生    | 3,179  | 3,206  | 3,072  | 3,066  | 3,198  | 3,417  | 3,186  | -20     | -0.6%  |
| 商業実務  | 8,617  | 8,635  | 8,658  | 8,586  | 8,305  | 8,089  | 7,628  | -1,007  | -13.2% |
| 文化・教養 | 3,723  | 3,722  | 3,776  | 4,046  | 4,341  | 4,598  | 5,720  | 1,998   | 34.9%  |



# 【参考資料 4】

## 令和３年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

| 県 名   | 運営費補助<br>@…生徒一人あたり                                                                                                                                              | 設備費<br>補 助 | 生徒へ<br>の助成 | 授業料<br>軽 減 | 本会会<br>員校数 | R2高等課程<br>生徒数 | R2高等学校<br>運営費補助 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|---------------|-----------------|
| ☆ 北海道 | 学校法人立指定校・技能連携校<br>@65,575 円<br>その他学校法人立<br>@41,438 円                                                                                                            |            |            | 1          | 4          | 855           | 352,144         |
| ☆ 青 森 | 学校法人立（生徒数が収容定員の3分の1以上等）<br>@29,701 円<br>非学校法人立（生徒数が収容定員の3分の1以上等）<br>@13,432 円                                                                                   |            | ○          | 1          |            | 192           | 341,621         |
| 岩 手   | 学校法人立<br>@35,960 円                                                                                                                                              |            | ○          | 1          | 3          | 109           | 336,978         |
| ☆ 宮 城 | その他学校法人立<br>@21,461 円                                                                                                                                           |            |            |            | 1          | 226           | 341,272         |
| 秋 田   |                                                                                                                                                                 |            |            |            |            | 150           | 355,815         |
| ☆ 山 形 | 学校法人立指定校・技能連携校<br>@78,157 円<br>学立立以外<br>@11,803 円                                                                                                               |            | ○          | 1          | 2          | 25            | 372,655         |
| ☆ 福 島 | 私立高等学校等特別支援教育事業補助金<br>高等課程（特別支援教育支援員の配置）<br>1校1,800,000 円<br>学校法人立指定校<br>@50,000 円<br>その他学校法人立<br>@25,000 円<br>非学校法人立指定校<br>@16,600 円<br>その他非学校法人立<br>@ 8,300 円 |            |            | 1          | 7          | 855           | 368,932         |
| 茨 城   | 学校法人立<br>@75,000 円                                                                                                                                              |            |            | 1          | 2          | 548           | 364,428         |
| 栃 木   | 学校法人立<br>1校1,464,200 円                                                                                                                                          |            |            |            |            | 523           | 341,000         |
| 群 馬   | 学校法人立<br>@20,040 円                                                                                                                                              |            | ○          | 1          | 3          | 310           | 343,551         |
| ☆ 埼 玉 | 学校法人立<br>@82,730 円                                                                                                                                              |            | ○          | 1          | 2          | 737           | 306,658         |
| ☆ 千 葉 | 学校法人立<br>@185,665 円                                                                                                                                             |            | ○          | 1          | 4          | 759           | 365,423         |
| 東 京   | 学校法人立<br>@162,200 円<br>非学校法人立<br>@54,000 円<br><u>私立専修学校特別支援教育事業費補助金（１）</u><br>@776,000 円                                                                        | ○          | ○          | 1          | 19         | 2,771         | 403,933         |
| 神奈川   | 学校法人立<br>@183,960 円<br>非学校法人立<br>@23,500 円                                                                                                                      | ○          |            | 1          | 9          | 1,602         | 333,937         |
| 新 潟   | 学校法人立<br>@21,900 円                                                                                                                                              |            | ○          |            |            | 154           | 350,655         |
| 富 山   |                                                                                                                                                                 | ○          | ○          |            |            | 135           | 369,990         |
| 石 川   | 学校法人立非指定校<br>@27,100 円                                                                                                                                          |            |            |            |            | 34            | 378,130         |
| 福 井   | 学校法人立指定校<br>@45,000 円                                                                                                                                           |            | ○          | 1          | 2          | 50            | 334,375         |
| 山 梨   | 学校法人立（県内生）<br>1校50万円と<br>@ 4,000 円<br>学校法人立（県外生）<br>1校50万円と<br>@ 2,000 円                                                                                        |            |            |            |            | 66            | 354,760         |
| 長 野   | 学校法人立（３年制一般補助）<br>@46,440 円<br>学校法人立（３年制特別補助として加算）<br>@45,000 円                                                                                                 |            | ○          | 1          | 1          | 278           | 342,289         |
| ☆ 岐 阜 | 学校法人立<br>@63,744 円                                                                                                                                              |            | ○          | 1          | 5          | 595           | 362,700         |
| ☆ 静 岡 | 学校法人立<br>@96,020 円                                                                                                                                              | ○          | ○          | 1          | 11         | 1,338         | 380,323         |
| ☆ 愛 知 | 学校法人立<br>@143,330 円<br>学立立・その他法人 外部から追加で人材配置<br>1校1,000,000 円                                                                                                   | ○          | ○          | 1          | 27         | 7,452         | 340,923         |
| 三 重   | 学校法人立指定校<br>1校15万円と<br>@20,180 円<br>学校法人立非指定校<br>@15,740 円                                                                                                      |            | ○          | 1          |            | 887           | 344,528         |
| ☆ 滋 賀 | 学校法人立技能連携校<br>@84,000 円                                                                                                                                         |            |            |            | 1          | 59            | 335,000         |
| 京 都   | 学校法人立専修学校及び各種学校総額<br>60,000千 円                                                                                                                                  |            | ○          | 1          |            | 303           | 334,875         |
| ☆ 大 阪 | 学校法人立<br>@319,050 円                                                                                                                                             |            | ○          | 1          | 23         | 4,592         | 311,050         |
| ☆ 兵 庫 | 学校法人立（大学入学資格付与校）<br>@146,515 円<br>学校法人立（非指定校等）<br>@9,992 円<br>非学校法人立（非指定校等）<br>@7,358 円<br>大学入学資格付与（特色推進事業補助）<br>345万 円                                         |            | ○          | 1          | 20         | 1,509         | 356,530         |
| 奈 良   | 学立立（3年制以上）<br>1法人 120万と<br>@35,500 円                                                                                                                            |            | ○          | 1          | 4          | 101           | 351,500         |
| 和歌山   | 学校法人立（大学入学資格付与校）<br>@30,000 円                                                                                                                                   |            |            |            |            | 59            | 336,620         |
| 鳥 取   | 県内全専修学校（15校）<br>総額 1,909万5千 円<br>学立立高等課程・技能教育施設3校<br>総額 6,100万 円                                                                                                |            | ○          | 1          | 5          | 252           | 467,432         |
| ☆ 島 根 | 学校法人立指定校<br>@109,164 円<br>学校法人立非指定校<br>@18,757 円                                                                                                                | ○          | ○          | 1          |            | 140           | 340,923         |
| 岡 山   |                                                                                                                                                                 | ○          | ○          |            | 2          | 165           | 330,254         |
| 広 島   | 学校法人立（3年制）<br>@36,000 円                                                                                                                                         |            |            | 1          | 5          | 773           | 367,427         |
| ☆ 山 口 | 学校法人立指定校<br>@82,000 円                                                                                                                                           |            |            | 1          | 1          | 340           | 348,500         |
| ☆ 徳 島 | 学校法人率指定校（新規）<br>@100,000 円                                                                                                                                      |            | ○          | 1          | 1          | 190           | 361,793         |
| 香 川   |                                                                                                                                                                 |            | ○          |            |            | 146           | 351,929         |
| 愛 媛   |                                                                                                                                                                 |            | ○          |            |            | 182           | 340,923         |
| 高 知   | 学校法人立<br>@21,160 円                                                                                                                                              |            |            | 1          |            | 3             | 363,035         |
| 福 岡   | 学校法人立指定校<br>@22,500 円                                                                                                                                           | ○          |            | 1          | 4          | 1,961         | 366,791         |
| ☆ 佐 賀 | 学校法人立（大学入学資格付与、不登校経験や発達障がい及びその疑いのある生徒、全日制中退者等の受け入れを行っている）と対外的に明示している）<br>@299,234 円                                                                             | ○          | ○          | 1          | 3          | 710           | 374,504         |
| 長 崎   |                                                                                                                                                                 |            |            |            |            | 247           | 363,351         |
| 熊 本   | 学校法人立指定校<br>@15,000 円                                                                                                                                           |            | ○          | 1          | 4          | 572           | 343,870         |
| 大 分   | 学校割<br>1校250,000 円                                                                                                                                              |            |            |            |            | 257           | 340,892         |
| ☆ 宮 崎 | 学校割（学校法人立）<br>総額 911万4千 円<br>学校法人立指定校 全日制<br>@284,700 円<br>同 通信制<br>@62,000 円                                                                                   |            | ○          | 1          | 3          | 555           | 340,885         |
| 鹿児島   | 学校法人立専修学校運営費全体<br>総額 3,322万1千 円                                                                                                                                 |            |            |            | 2          | 12            | 350,501         |
| 沖 縄   | 大学入学資格付与校<br>総額 1,134万 円                                                                                                                                        |            |            | 1          | 2          | 298           | 342,528         |

（１） 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

（☆印は前年度比単価等が増額した都道府県）

## 【参考資料5】

### I. 高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成20年8月：全県立高校）で1.37%、徳島県（平成18年9月：8市4町の一部）で2.6%、大分県（平成20年11月：全高等学校）で1.0%の在籍率という結果となっている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成21年3月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率1.8%に比べ、定時制課程14.1%、通信制課程15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が2.0%、専門学科が2.6%、総合学科が3.6%となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

### II. 通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成24年12月5日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成24年2月から3月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892人、中学校17,990人の合計53,882人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）という推定値となっており、平成14年調査（調査は5地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では6.3%であった。

### III. 大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

独立行政法人日本学生支援機構の「令和2年度（2020年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（令和3年8月）によると、令和2年5月1日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における障害学生（障害学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）35,341人であり、全学生数の1.09%であった。そのうち、発達障がい学生は、診断書有7,654人（障害学生の21.7%）、重複311人（同0.9%）となっている。

令和３年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」  
 学びのセーフティーネット機能の充実強化（調査研究）  
 『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』

関係事業委員会委員名簿

○実施委員会委員

|    | 氏 名       | 所 属               | 職 名  | 都道府県名 |
|----|-----------|-------------------|------|-------|
| 1  | 清 水 信 一   | 全国高等専修学校協会 会長     | 総括   | 東京都   |
| 2  | 大 岡 豊     | 大岡学園高等専修学校 学園長    | 委員長  | 兵庫県   |
| 3  | 澤 村 博 行   | 大岡学園高等専修学校 理事長    | 副委員長 | 兵庫県   |
| 4  | 岡 部 隆 男   | 郡山学院高等専修学校 理事長    | 委員   | 福島県   |
| 5  | 谷 誠       | 東放学園高等専修学校 顧問     | 委員   | 東京都   |
| 6  | 関 谷 豊     | 立修館高等専修学校 理事長     | 委員   | 山口県   |
| 7  | 柏 尾 典 秀   | 北見商科高等専修学校 理事長    | 委員   | 北海道   |
| 8  | 細 谷 祥 之   | 細谷高等専修学校 事務長      | 委員   | 茨城県   |
| 9  | 長 森 修 三   | 野田鎌田学園高等専修学校 理事長  | 委員   | 千葉県   |
| 10 | 福 田 潤     | 日本芸術高等学園 校長       | 委員   | 東京都   |
| 11 | 岩 谷 大 介   | 岩谷学園高等専修学校 理事長    | 委員   | 神奈川県  |
| 12 | 山 岸 建 文   | 豊野高等専修学校 理事長      | 委員   | 長野県   |
| 13 | 笹 田 栄 一   | デザインテクノロジー専門学校 校長 | 委員   | 静岡県   |
| 14 | 久 次 米 健 義 | 龍昇経理情報専門学校 副校長    | 委員   | 徳島県   |
| 15 | 大 竹 嘉 明   | 大竹高等専修学校 校長       | 委員   | 東京都   |
| 16 | 加 藤 雅 世 子 | 佐賀星生学園 理事長        | 委員   | 佐賀県   |
| 17 | 岡 崎 泰 道   | 東朋高等専修学校 事務長      | 委員   | 大阪府   |

# ○調査研究分科会委員

|    | 氏 名       | 所 属                          | 職 名  | 都道府県名 |
|----|-----------|------------------------------|------|-------|
| 1  | 清 水 信 一   | 全国高等専修学校協会 会長                | 委員長  | 東京都   |
| 2  | 岡 部 隆 男   | 郡山学院高等専修学校 理事長               | 副委員長 | 福島県   |
| 3  | 細 谷 祥 之   | 細谷高等専修学校 事務局長                | 委員   | 茨城県   |
| 4  | 大 竹 嘉 明   | 大竹高等専修学校 校長                  | 委員   | 東京都   |
| 5  | 岩 谷 大 介   | 岩谷学園高等専修学校 理事長               | 委員   | 神奈川県  |
| 6  | 福 田 潤     | 日本芸術高等学園 校長                  | 委員   | 東京都   |
| 7  | 宮 治 友 也   | 安城生活福祉高等専修学校 企画部長            | 委員   | 愛知県   |
| 8  | 加 藤 雅 世 子 | 佐賀星生学園 理事長                   | 委員   | 佐賀県   |
| 9  | 小 寺 秀 治   | 東洋学園高等専修学校 副理事長              | 委員   | 大阪府   |
| 10 | 堀 居 英 治   | NPO法人高等専修教育支援協会 理事長          | 委員   | 東京都   |
| 11 | 計 野 浩 一 郎 | 武蔵野東教育センター 所長                | 委員   | 東京都   |
| 12 | 吉 本 圭 一   | 滋慶医療科学大学大学院 教授               | 委員   | 大阪府   |
| 13 | 古 田 克 利   | 立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科 準教授 | 委員   | 大阪府   |
| 14 | 稲 永 由 紀   | 筑波大学 大学研究センター 講師             | 委員   | 東京都   |

令和３年度 文部科学省委託事業  
「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」  
学びのセーフティネット機能の充実強化（調査研究）  
『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』

令和３年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」  
報告書

学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校  
令和４年２月

連絡先：〒６６８－００６５ 兵庫県豊岡市戸牧５００  
学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校  
TEL： ０７９６－２２－３７８６  
FAX： ０７９６－２４－２２８２

●本書の内容を無断で転記、記載することは禁じます

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校が実施した令和３年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果をとりまとめたものです。